



7月号  
 Vol.10  
 JULY 2002

# 山梨自治の風

- 特集 分権 今後の課題
- まご自慢 巻頭随想
- 市町村リレーまちづくり夢づくり 自治Q&A



今年のお子・学生が楽しくは、町中に引継ぎ、特別委員会が  
 7月22日から8月1日まで、山梨県市町村振興協会が  
 7月22日から8月1日まで、山梨県市町村振興協会が  
 この夏、山梨県市町村振興協会が、山梨県市町村振興協会が、  
 7月22日から8月1日まで、山梨県市町村振興協会が、  
 7月22日から8月1日まで、山梨県市町村振興協会が、

7 月号  
Vol.10  
JULY 2002



## 河口湖畔のラベンダー

6月中旬から八木崎公園をはじめ河口湖町内各地に咲き乱れる、約10万株のラベンダーが紫色に染まります。河口湖畔がハーブの香りに包まれるこの季節、富士五湖のイベントの1つ「河口湖ハーブフェスティバル」が6月15日から7月14日まで開催されます。(河口湖町提供)

まち自慢	白州町「名水公園べるが」	表2
巻頭随想	市町村合併について 関西学院大学教授 小西 砂千夫	2
市町村リレー	「大月市」	4
特集 「分権 今後の課題」		
特集1	分権時代における自治体政策の視点	8
特集2	市町村における政策評価の導入にむけて	12
特集3	介護保険事業の見直しについて	17
特集4	地方自治法の一部改正について	22
電子自治体コーナー		27
研究会発足	(財)山梨県市町村振興協会主査 村松 広幸	
合併コーナー		28
	市町村合併に係る新指針等の説明会の開催について	
がんばっています!!		30
自治Q & A	育児と仕事の両立 低工法と農工法	32
市町村イベントごよみ		34
市町村振興協会たより		36
はつらつ!! 市町村職員	松井 美香さん(市川大門町)・編集後記	表3

## 時の人

### 自然の中で働くよろこび

この四月にオープンした体験宿泊施設「甲斐の国・大和自然学校」は約九千八百平方メートルの広大な敷地に体験館、宿泊館、炊事場などを設け、主に小中学生を対象に、すもも狩りなどの農業体験、景德院や鞍馬石業の見学などの歴史文化体験、ハイキングなどの自然体験など、大和村の自然の中で、子供達が様々な体験ができる施設となっています。

運営には小学館プロダクションが当たり、専門スタッフが常駐しています。スタッフの一人塚原理恵さんは、全国の自然教室などでの経験を活かし、いきいきと働いています。

「自然の中で働く喜び、子供達の笑顔が、日々の忙しさを忘れさせてくれます。」「子供達がいつかここでの体験を思い出して、困難を乗り越えてもらえればと思います。まだ運営が始まったばかりなので戸惑うこともありますが頑張っています。」「その女性らしいいきめ細かな対応に利用者からも好評が寄せられています。」



大和村  
塚原理恵さん  
(甲斐の国大和自然学校スタッフ)

# 巻頭

# 随想

関西学院大学教授

小西 砂千夫



## PROFILE

小西 砂千夫 (こにし さちお)

1960年9月大阪市生まれ、41歳。1983年関西学院大学経済学部を卒業し、1988年同大学産業研究所助手となり、専任講師、助教授を経て、98年より教授、99年より大学院教授となる。現在、関西学院大学大学院経済学研究科／産業研究所教授を兼職する。

研究テーマは、財政学、税、地方財政、地方行革、市町村合併、財政投融资、東南アジア諸国の税務行政と幅広く、分かりやすくパンチの効いた弁舌でマスコミ各紙において活躍中。対外活動としては、総務省の市町村合併推進会議、市町村合併研究会、地方行財政ビジョン委員会、京都府等での市町村合併要綱関連委員会、財務省、国土交通省などの各委員、大阪府知事アドバイザーを歴任。

著書、日本の税制改革(有斐閣1997年)、財政システム(共著)(有斐閣1998年)、市町村合併ノススメ(ぎょうせい2000年)、そこが知りたい市町村合併当事者たちの証言(2001年)など多数。1996年第1回読売論壇新人賞を受賞したほか、日本租税資料

# 市町村合併

## 決断できる自治体となることを優先すべき

○自ら合併すべき理由を見つける

市町村合併は、いうまでもなく痛みを伴う政策である。判官昇員の心理からすれば、合併はやめるべきという言説の方が快い。筆者などは推進派であるので、ヒーロー(悪役)になることも多い。

反対派と呼ばれる先生と同席してシンポジウムにでる機会があった。国の政策にうかうかと乗っとうまくいった自治体がありますか、畏があると考える方がよいのではないか、というご意見であった。立場は違うものの、実に説得力があると感じた。自治体の現場的感

覚では、国がすぐに政策の路線変更をし、いわゆる梯子をはずされた経験も少なくないだろう。広域連合しかり、リゾート開発しかりである。

国がやることだから間違いない、という感覚で政策選択をするのは確かに危ない。おそらく、これは国の役人に聞いても同意見であろう(少なくとも他の省庁の政策に関しては)。市町村合併もそれぞれで判断するならば問題がある。将来については、国も県もあてにはできない。財政が厳しいからという理由だけで合併するのはどう

かと思う。

自ら、合併をするに足る理由を見いださなければならぬ。

○何のための合併かを自覚する

多くの小規模自治体で共通して合併をするに足る理由は、自治体としてのパワーを強化することである。自治体に求められているのは、地域住民が生活をする上で将来何か障害になるような問題をいち早く発見する問題発見能力、そしてそれを法律を駆使することで解決する問題解決能力である。後者には条例を作って、国の法律で

カバーできない法的環境を強化することが含まれる。自治体が、公権力を行使する団体として、公権力にしかできない技を磨くということである。

合併をすると、小規模町村の場合にはスタッフが強化されて、問題発見能力と解決能力を磨くための基礎的条件が達成される。これこそ合併のメリットである。ある地域で、この役所の人たちが優れているのは問題回避能力であるという冗談を聞いたことがあるが、問題発見能力も解決能力も、すでにすべての自治体で十分にあると考

えるのは早計である。市町村中心の自治という理想の下で、市町村は規模に関わらず同じ種類の、しかもできるだけ多くの仕事を任されている。小規模町村では、仕事のボリュームに比べてスタッフ数は過酷と言えるほど少ない。

本来は過酷な状況であるが、それを当の自治体が自覚しているかはまた別問題である。

国や県からいわれる仕事を、怒られない程度にこなしていくのが市町村行政という感覚であれば、小規模自治体でも人数が不足して困るとは感じないであろう。市町村が地域の課題に真剣に向き合い、どのような政策でこの状況を突破するかという真剣な問題意識を持ったときに、初めて自覚されることである。

何のための合併が見えないという声が小規模町村から聞こえてくるときに、筆者は複雑な気分になる。何のための合併かが自覚できるときの体制を作ることだからである。

### ○合併ができなという不幸

ただし、スタッフの数が増えれば、自治体としての問題発見能力や解決能力が常に強化できるとは限らない。合併した自治体がひとつの組織として、十分に機能することが条件である。

自治体は利害調整をすることが中心的な仕事であるから、それが

うまくいかなければひとつの組織として機能しない。合併しても旧自治体の利害構造が頑固に残っていて、その調整を経なければ何も決められないという状況になれば、合併のメリットは発揮されない。そのような合併は、するべきではない。

合併後に一つの自治体として利害調整がスムーズに行くには、その地域の政治の質が高くなければならない。利害がぶつかっても、最後には落としどころを見つめる努力をする感覚があるのは、政治的に優れている証拠である。そのような地域ではよい合併はできるが、そうでなければ合併はできない。つまり合併ができないということは、地域住民にとって大変不幸である。合併以前に解決すべき問題があり、ただちに合併という状況にはないからだ。

### ○決断できない市町村は辛い

市町村合併の特例法の期限が二〇〇五年三月と迫っている。それまでにどれほどの合併ができるかという質問を受けることがあるが、総務省が政治の世界から宿題として出された市町村数を一〇〇〇にするという目標は遠くなったと率直に感じる。その理由は、ほとんどの自治体が決断できないことにある。

市町村中心の自治の原則で、小規模市町村にハンディキャップが

あることを自覚するのは、述べたように、ある意味で立派な自治体に限られる。また、合併の本来のメリットである役所の能力強化という面が本当に実現するには、これも述べたように、地域の政治の質が高くなければならない。両方の条件もクリアするのは容易ではない。

合併をするに足る条件が備わっていないければ合併はできないし、あるならば合併をすればよい。それが自主的合併ということである。合併というのは時間とエネルギーを要する難事業であるが、本当に決断すればやってやれないことはない。問題は決断ができるかどうかである。

冒頭述べたように、国が進める政策だから間違いがないという判断には落とし穴がある。寄らば大樹の陰と思っても、大樹がさつさと動いてしまうからである。いまの問題発見能力・解決能力で十分か、想定される合併の相手を考え、実現するか、その点をよくよく考えて決断する以外にない。適当な相手がいないのは不幸ではあるが、努力の範囲ではなく仕方がない。

そうした断固とした決断を、いまの市町村ができるか。反対派と賛成派の意見を並べて小田原評定を続けたり、住民の判断を待つと洞ヶ峠を決め込むような向きもな

いとは言えない。国が合併に関して何を考えているかという情報を積極的に集めて、状況を分析し、判断をする物差しを自分たちで定めて、そして勇気を持って決断すること自体、それができるならばすでに問題発見能力も解決能力もあるということになる。それだけに、自主的な市町村合併とは難しい問題である。決断できない市町村が多いのは、たいへん辛いがいまの地方自治の厳しい現状であろう。

### ○山梨県への期待

そのようななかで、山梨県内では市町村合併の議論が盛んである。西の広島県、東の山梨県といってもよい。小規模市町村が多く、危機意識も高いことが理由であろう。早くからこの問題に県が取り組み、問題意識が浸透したことも効果があったと思われる。

しかし国や県にいわれて合併するのでも、国を信用して合併するのでもない。市町村としての能力を磨き、その面を通じて住民の生活を支えることを目的に、合併をめざすという方向性を常に確認すべきである。進む勇気と引き返す勇気を持って、新しい自治体を作る協議に前向きに参画していただきたいと思う。

まちづくり  
夢づくり

## 大月市

自然と共生した、市民参加の  
まちづくりをめざして

大月市は山梨県東部に位置し、首都東京から西方に84km、県都甲府からは東方に56kmの位置にある。首都圏へと連絡する大動脈である、国道20号（甲州街道）、中央自動車道、JR中央線は市南部を東西に走っており、これらに沿って市街地が形成されている。市域は東西に27.1km、南北に19.8kmにわたり、面積は280.3km<sup>2</sup>と県内でも二番目に広い面積を有しています。

また、市域の八十七%が山林原

野で占められ、豊かな緑の中を勇壮に流れる桂川、それに繋がる大小さまざまな支流が市内の随所を流れ、豊かな自然環境に恵まれたまちです。

昭和二十九年八月に八ヶ町村を合併し、市制が施行されました。昭和三十年代から四十年代末までは、地場産業である絹織物が活発な成長を遂げ、甲斐絹の里として発達し、市民生活のうえでも、物質的な豊かさが到来しました。しかし、昭和四十八年のオイルシ



四季を通じて訪れる観光客も多い日本三奇橋のひとつ猿橋

ックを契機に高度成長から低成長経済へと転換したとと連動し、合併当時四万一千九百九十二人だった本市の人口も昭和四十年以降の三十五年間で約六千人減少し、平成十三年度末には三万二千六百九十九人を数えるまでになっています。

特に若年層の流出が著しく、近年の少子高齢化も手伝い年齢三区分別人口を見ると、平成七年には高齢人口が年少人口を上回り、平成十三年度末の本市の高齢化率は

二十三%で、全国平均を上回っています。こうした状況から、今後もしばらくは少子高齢化が進むことが予想される為、女性が安心して子供を生み、健やかに育てることができるよう、家庭や職場、地域において子育てを支援する環境づくりと、高齢者には地域社会の担い手として、健康で元気に活動する「生涯現役社会」づくりを進めていく必要があります。

# 観光とまつりを通じて地域の活性化の起爆剤に

木曾の棧（かけはし）、岩国の錦帯橋とともに日本三奇橋に数えられる名勝「猿橋」は、数百年にわたって伝統的な構造を伝えてい

ます。橋のたもとには宝暦五年（一七五五年）の「猿橋記碑」が刻ま

す。兩岸の岩と底にたたえる桂川の清流が春の新緑、秋の紅葉に映え、まさに絶景で安藤広重の浮世絵「甲陽猿橋の図」はあまりにも有名です。桔木の奇抜な構造は土木工学の面からも貴重なものと言われ、世界に誇れる大月の文化財



大月市のシンボル岩殿山の中腹で賑やかに行われる「さくら祭り」

のひとつに挙げられます。昭和五十九年八月に三十二年ぶりの架替えが行なわれ、嘉永四年（一八五一年）の姿が再現されました。

この猿橋に隣接して、平成五年にオープンした猿橋公園は郷土資料館を併設し、市民の憩いとふれあいの場として親しまれています。公園内は三ゾーンに分かれ、ジャンボ滑り台やブランコ、砂場などの遊



市制30周年を機に始められた「岩殿山かがり火まつり」で威勢良く繰り出す「大月阿波踊り」

具を配した子供広場、あずま屋、ベンチなど休憩所を設けた家族広場、各種イベントなどが開催できる多目的広場などから構成されています。

公園全体に芝生を敷き詰めた周辺にはケヤキやつじを植え、家族連れなどでジョギングや散策が楽しめる周遊道路が整備されています。また、公園と猿橋を結ぶ遊歩道には紫陽花が植栽されており、

ちよつとした散策コースとしても親しまれています。

広大な森林と美しい山々に囲まれた大月市は、「富士の眺めが日本一美しい街」と自慢できます。春夏秋冬、表情を変えながらやさしく語りかける、優雅で雄大な富士山を眺望する山々を「秀麗富嶽十二景」として選定しました。

これらの山々には、年間を通じて多くの観光客が訪れ、雄大な自然に触れ眺望を満喫しています。また、市域北部に建設された葛野川揚水式発電所・下部ダムや現在建設中の深城ダムの完成を待つて、ダム湖周辺の観光施設の整備を図ることにより新しい観光資源となることが期待されます。

更に、大月市のシンボルとして桜の名所として市民に親しまれてきた岩殿山。この山に因む各種のお祭り（イベント）を企画し、地域の活性化に役立たせています。平成元年から、毎年四月に開催している「岩殿山さくら祭り」は、

同山の中腹にある丸山公園内において、桜花爛漫のもと終日大勢の市民を始め県内外からも観光客が訪れ、歌謡ショーやふるさとの味自慢コーナーなど各種催しが繰り広げられます。また、市制三十周年を機に始まった「岩殿山かがり火祭り」は、武田二十四将の一人である岩殿城主・小山田氏の霊と遺徳を偲ぶ大月市最大の祭りで、年を重ねるごとに盛り上がり、市

民や観光客に親しまれています。戦国の夜を彷彿とさせる小山田隊の勇敢な出陣、夜が更けるまで楽しむ阿波踊り、天王太鼓、民踊流し、打ち上げ花火、郷土芸能と盛りだくさんです。このように恵まれた観光資源の活用と、市のシンボルとしての祭りを県内外に広くPRすることにより、市全体の更なる活性化の促進に期待がもたれます。

## 大月バイパスの建設促進と 中心市街地活性化 (整備事業)の推進

市の中心部を東西に貫く国道20号線は、車道が狭いため渋滞が続き、自転車や歩行者の通行や交通安全に大きな問題を抱えてきました。こうした問題を解消するため、昭和五十年に都市計画決定され、

建設省とともにバイパス道路建設のための用地買収などの事業を進めてきました。平成八年三月、このバイパスの起工式が行なわれ工事が開始されました。国道20号の駒橋から市街地中心部の南側を通り、国道139号、桂川を横切り、

大月町花咲で中央自動車道大月インターに接続する延長3.2km、幅員16m、設計速度60km、二車線のバイパスで、平成十六年に供用開始の予定です。(先行区間と

して旧大月警察署跡地から国道139号までの用地取得については既に終了し、工事も順調に進捗しています。)このバイパスと国道20号線のアクセス道路としての市道大月駅前通り線「沿道整備街路事業」につきましても、現在進捗中であります。

これらの建設・整備と併せて、大月駅周辺整備の促進を図っています。本市の中心市街地である大月駅周辺地区は、県東部の中心都市にふさわしい市街地の再開発を進めるため、平成十二年三月に、街なか再生事業計画を策定し、本年四月に中心市街地活性化基本計画を国に提出しました。今後は平成十四・十五年度において大月駅

の南北を連携した考えを含め、事業実施に向けた調査計画を行い、平成十六年度事業着手を目指すなど、山梨県の東の玄関口にふさわ

しい魅力的で活力に満ちたまちづくりを目指し、事業を推進していきます。

## 行政と市民が協働した まちづくりの推進 (市民参加プログラムの推進)

市民にとって最も身近な自治体が市民の目線に立った政策を組み立て、実行していくには、市政の運営に市民自らが積極的に参加することがより重要であり、そのための制度や仕組みが必要です。本市においても、政策を考える審議会等への各種団体の代表者、市民公募委員の参加、アンケートや意見・提案の募集など、市民の意見を市政の重要な計画づくりに反映し、政策形成段階での市民参加を進めています。今後は、さらに事業の企画、実施段階における市民参加へと広げ、市と市民の協働(パートナーシップ)によるまちづくりを具体的に推進していかなければなりません。第五次大月市総合計画中期基本計画においても、市民ができることは自ら行い、地域としてできることは地域が行うといった、市と市民の新しい役割分担を明らかにした、本来の住民自治を目指した市民参加を推進する

こととしています。これらの事業推進のための具体的な取組みとして、特に「政策・施策の形成過程」における参加の充実に向けた取組みと体制づくり、また、市民が市民参加の仕組みを十分に活用し、市民自らの活動力の向上を図ることを策定の基本としています。

(1) 内容が市民にわかりやすく、市と市民ができる限り取組みやすいものとする。

(2) すぐに着手すべき項目、中・長期的な項目などを整理し、取組みの方向性と内容を明確にする。

(3) それぞれの項目の内容については、現状、これまでの取組内容、到達点を示すとともに、取組目標として実施時期等を可能な限り具体的に示すものとする。

このように大月市は、市と市民の協働によるまちづくりを積極的に進め、市民参加の理念と市の将来像を具現するまちを目指して取り組んでいます。

## 分権 今後の課題

六月十七日、地方分権改革推進会議が「事務・事業の在り方に関する中間報告」をまとめた。この会議は、分権に向けて五次にわたる勧告を行った地方分権推進委員会の後を受け、今後の課題となっている国と地方公共団体との役割分担に際した事務事業の在り方、そして、税財源の配分などについて調査審議するために設けられ、今回、公共事業における国庫補助負担事業の廃止・縮減、義務教育国庫負担金の一般財源化、公立学校の学級編成や教職員配置の弾力化など、これまでに私たちがとって常識となっていた事項が変わっていく。この変化の中、地方公共団体は生き延びていく道を自分自身で考え、切り開いていかねばならない。

特集1 ● 分権時代における自治体政策の視点

総合政策室 外川伸一

特集2 ● 市町村における政策評価の導入にむけて

県町村会 総務課 東條寿和

特集3 ● 介護保険事業の見直しについて

長寿社会課 介護保険企画担当 河崎 功

特集4 ● 地方自治法の一部改正について

市町村課 行政選挙担当 平賀太裕



# 分権時代における自治体政策の視点

## 政策研究のススメ

総合政策室

外川 伸一

### はじめに

今次の地方分権改革は、機関連任事務制度の廃止等により、国と自治体、また自治体間では都道府県と市町村の関係を従来までの「上下・主従」から「対等・平等」の関係へと大きく前進させ、自治体の「自治」はかなりの程度拡大した。それでは、この「自治」とは何なのであるのか。「自治」とは、自律 (autonomy) と自己統治 (self-government) が結合したものであり、自己規準定立機能 (自治立法権) と自己意思による自らの行為の統制・制御能力を基本要件とすると言われている (西尾勝)。こうした観点からすると、自治体の「自治」を確立するためには、地方税

財源の充実強化はもとより、地方自治の法体系を根本的に見直し自治体の自律と自己統治を可能にする「自治基本法」を制定するなど、今後、第二次、第三次の分権改革が必要とされることになる。しかし、それだけでは自治体の「自治」は確立できない。上で述べた「自治」の定義からも分かるように、「自治」は自らの行為を基本としているのであり、国による「他律的」な制度改正を待つだけでは、自治体としての「背理」となる。平たく言えば、「自治」は自ら獲得・行使するものであり、与えられるものではないと言うことだ。「自治の風」は、まさに自

治体及び自治体住民の意思により巻き起こすものである。本稿では、こうした認識のもと「自治」を強化する上で必要となる様々な自治体活動の根幹を

なし、それぞれの自治体に適合した独自の政策立案及び執行の基本とも言える政策研究について述べることにする。

### 1 なぜ政策研究か

政策研究の必要性については、分権の動きが高まる以前から様々な場で様々な論者により指摘され続けてきた。しかし、今次の分権改革で機関連任事務制度が廃止となり、自治体の事務は自治事務と法定受託事務へと改組され、独自の政策立案領域が格段と広がったことを考えると、その重要性は一段と高まったと言えるよう。なぜなら、政策研究には職員の政策形成能力や「自治」能力を高める効果が大きい期待できるからだ。要するに、地域独自の政策形成を「大

量かつ効果的に」行わなければならない分権時代の自治体において、政策研究は、必要不可欠な「アイテム」へと「変貌」を遂げたのである。こうした認識に立ち、各自治体は政策研究に今まで以上に重要な位置づけを与えるべきである。さもなくば、国の無難な「画一政策」に代わり、住民福祉に全く貢献しないばかりか、実害も大きい「稚拙政策」(パロキアリズム) が連発されることになるであろう (日高昭夫)。

政策研究は、政策循環プロセスのどの段階においても成され得るが、多くの場合、プロセスの最も初期の段階において、政策課題の設定、その課題を解決するための複数の政策案の作成、最適政策の決定といった一連の（又は部分的な）擬似的政策循環モデル（後述）を作成し、シミュレーションを行うといった形でなされる。

こうした政策研究に確立された方法はないが、評価理論におけるプログラム評価の手法を応用することが効果的だ。プログラム評価とは、同一の目的を達成することに貢献する複数の事業等で構成されるプログラム（施策）（たとえば、失業者の就職促進といった施策）がどの程度良好に機能しているかを「体系的」に評価する方法である。こうしたプログラム評価は、意思決定のための情報提供やそれによるプログラムの改善、アカウントビリティ（説明責任）の確保などとともに、職員や組織の政策形成能力の向上に優れた効果を発揮する。そこで、この方法を政策研究に応用しようということだ。

それでは、具体的にどのように政策研究を進めたらよいであろう

か。このためには、まず政策循環モデル（policy cycle model）を理解する必要がある。政策循環とは、政策の誕生から終結（又は再スタート）までを、政策課題の設定（agenda setting）、政策作成又は政策立案（policy formulation）、政策決定（policy decision）、政策執行又は政策実施（policy implementation）、政策評価（policy evaluation）といった具合にいくつかの段階からなる一連の連鎖として捉えるものである。政策研究を行う際には、これらのそれぞれの段階での分析が必要となる。

まず、政策課題の設定では、ニーズ・アセスメント（needs assessment）を行う必要がある。これは、地域社会の中に、どのような課題が発生しており、その深刻さ・緊急性の程度はどの程度であるか、また誰がそうした課題解決の対象者かといったことを特定することである。それぞれの自治体が置かれている状況は多様であり、解決しなければならぬ課題も多様である。したがって、地域住民の福祉向上のためには、ニーズ・アセスメントが不可欠であり、国の画一政策の適用はほとんど意味をなさない。

こうした分析には、いわゆる公聴的手法が不可欠であるため、政策研究の際にもアンケートや面接調査などの手法を用いることが望ましい。もちろん、実際の政策作成を前提とする場合には、住民集会や公聴会の開催も必要となる。この段階でさらに重要なことは、「非決定作成」（decision making）

問題の回避である。非決定作成とは、自治体内の住民又は住民グループのある特定のニーズが、政策作成の段階に至る前に意図的に無視され、実際の政策作成に結びつかないことだ。こうした問題の発生は、当該自治体の「自治」の「不存」を実証することに等しく、自ら自治体たることを終焉させる自殺行為となる。

次の政策作成又は政策立案の段階では、セオリー評価（theory assessment）と同様の分析が必要となる。セオリー評価とは、インプット↓活動↓アウトプット↓アウトカムといった政策の着手（資源の投入）から効果の発現までの論理（ロジック）を評価・分析するものである。失業者の就職促進といった施策で具体的に述べると、まずニーズ・アセスメントでの情報を前提として、どれくらいの予算と職員をこの施策に投入（インプット）し、どういった活動を行うかを明確にする。具体的な活動は失業者に対する技能訓練の実施や失業者自ら

が行う技能訓練に對

する補助、就職情報の提供、就職相談、事業者に対する雇用補助、失業者と事業者との面談機会の設定などであろう。こうした活動内容の明確化を行った後、実際の活動が行われたものと想定し、援助を受けた失業者数などがアウトプットとして想定される。最終的なアウトカムは、援助を受けた失業者のうち実際に何人が就職できたかである。政策研究にあつては資源の投入から効果の発現までの論理をロジック・モデルとして組み立てる必要がある。また、こうしたロジック・モデルは複数作成することが望ましい。

これらのモデル間の相对比较による政策決定は、論理の妥当性（plausibility）の程度と効率性評価（efficiency assessment）で行うことになる。効率性評価では費用便益分析と費用効果分析が有名である。前者はある特定の政策に要する経費と当該政策から得られる便益を貨幣量で表し、費用便益費の形で相对比较を試みるのである。後者はたとえば、交通事故防止施策において、死亡者一名を減少させるのにどの程度の経費を要したかを算出するものであり、相对比较は困難である。（政策研究の場合、ここまでを一区切りとし、これ以降を別の一区切りとする場合が多い。）

次に、政策実施又は政策執行の段階では、プロセス評価（process

assessment or process evaluation)

の手法が必要となる。これは、実際の政策実施にあつて、当初想定した質と量のアウトプットが産出されているか、また当初想定したアウトカムが達成されているかなどをモニタリングするものである。

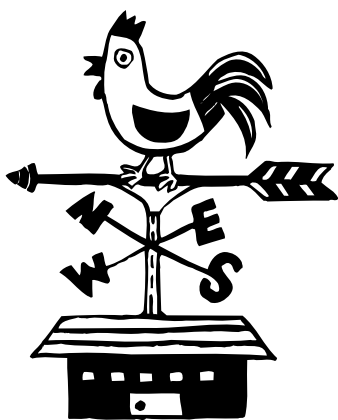
そして政策循環の最後の政策評価の段階では、主としてアウトカム評価 (outcome evaluation) やインパクト評価 (impact evaluation) などの実績評価がなされる。アウトカム評価とは、実際に発現した (見かけ上の) 最終的な成果を評価・分析するものであり、インパクト評価とは、見かけ上の成果から他の要因による成果を除去し当該政策による純粋な成果を評価・分析するものである。(ちなみに、現在、我が国で隆盛を極めている政策評価は、業績測定 (performance measurement) と呼ばれ、成果を測定するための簡易な数値指標を設定した上で、目標水準を明確にし、達成値と目標値の乖離を分析することにより、事業や施策の見直しを行う手法である。)

政策研究に際しては、政策循環と循環内の各段階で行われる分析を念頭に置いた上で、研究の形態により適切な手法を採用することになる。たとえば、今後実施すべき政策の立案を前提として政策研究を行う場合には、ニーズ・アセスメント、セオリー評価、効率性

評価などを主眼とすべきである。

しかし理想的には、これと合わせてセオリー評価によって想定されるアウトカムをアウトカム評価又はインパクト評価を用いて想定分析する必要がある。また、政策立案に際し類似の既存政策を分析し情報を得ようとする場合には、ニーズ・アセスメントから始まり、アウトカム・インパクト評価まで、上記の全ての分析を行うこともできるし、プロセス評価以降を対象とすることも可能である。

これらの分析による政策研究は、専門的・科学的手法でなければならぬというつもりもない。もちろん、理想的には、こうした手法を用いることがベストであるが、より大切なことは、簡易な数値分析 (百分率・割合などの時系列分析等) と定性分析 (言葉による論理的分析) を組み合わせることで誰の目から見ても分かる論理的な分析を心がけることである。このことは、政策研究を住民の「目線」で行うといった意味からも重要である。



### 3

## だれが政策研究を行うのか

政策研究は自治体職員の「専有物」ではない。住民との「協働」による政策研究こそ望ましい形態である。と言うのは、「官」と「民」を取り巻く状況に、「ガバメント (government) からガバナンス (governance) へ」というパラダイム・シフトが起こりつつあるからだ。ガバメントと言うまでもなく自治体政府を含めた「官」である。これがガバナンスへと変容していくとは、どのようなことだろうか。これには変革期にありがちな複数の視点と定義があるが、ロンドンのバークベック大学の政治学者であるピーター・ジョン (Peter John) によると、ガバナンスとは、

個々人のゆるやかなネットワークに基づいて、今まで「官」が専有していた「公的意思決定」 (public decision) が柔軟な形でなされる

ことだと言う。これを自治体に当てはめて言い直すと、従来まで首長を中心として自治体政府が行っていたあらゆる意思決定が、これからは自治体内の様々な住民との長期的関係の中で、様々な形で (時には「協働」で、時には「官」の調整のもとに「民」によって) なされるようになることを言う。

この「公的意思決定」の柔軟な形態は、政策循環プロセスで言うところ、狭義には政策決定が上記のような形でなされることを意味するが、広義には、政策循環の全てのプロセスが「協働」又は「官」の調整により「民」のみによって遂行されることを意味するのである。となると、政策研究にも同様な視点が要請されると言えよう。

### 4

## どうすれば政策研究が活性化されるのか

こうした政策研究を活性化するために、どのような条件が必要とされるであろうか。一つには、政策研究を「制度化」することで、従来までは、ともすれば政

策研究は実務とは無関係な研修の一形態と見なされていた。実務は実務、政策研究はあくまでも研修、その成果は役に立たないのが当たり前と考えられていた。果たして

そうであろうか。今までの議論からも分かるように、政策研究は実際の政策循環に内包され、融合しているのである。だとすれば、政策研究自体を通常の実務の一環として「制度化」する必要があることは明白だ。

「制度化」とはどのようなことを言うのであろうか。これには様々な観点からの様々な形態があり得る。たとえば、主要な政策形成を行う際には、必ずプロジェクト・グループによる政策研究をベースにするといったことがあり得よう。となると、複数のプロジェクト・チームを統括するセクション（組織）が必要となるし、プロジェクトのメンバーには通常業務と政策研究に同程度の比重をかけられるような勤務形態、職務命令が必要とされる。また、職員と住民との「協働」の政策研究を推進する制度も創設すべきである。

二つには、政策研究を行いやすくする環境づくりが不可欠である。

## おわりに

先にも述べたが、現代はパラダイム転換が広範に進行しつつある。こうしたこととの関係で、地方自治の分野にも新たな概念や政策手法が次々と取り入れられつつある。分権時代にあつては、こうした概

たとえば、自治体職員と市民、研究者が対等となって「学会」を形成している自治体学会やその他の学会への職員の加入と研究活動を支援することが必要である。また、政策研究系の大学院への職員の派遣などを広域市町村圏や市長会・町村会単位で実施することも検討に値しよう。さらに、職員や住民の政策研究に対するインセンティブを引き出すために、職員や住民の政策研究や政策提言を掲載した政策情報誌の発行やそれを利用した政策討論会を開催したらどうであろうか。こうした政策情報誌の発行や政策討論会の開催は単独の市町村では難しいことから、広域市町村圏を単位として行うことも考えられる。あるいは、北海道町村会のように、町村会が主導してもいいであろう。また、市役所や町村役場内に職員が政策研究を行うための図書室や共同研究室を整備することも必要である。

念や政策手法を知らずに独自の政策形成を効果的に行うことは不可能だ。

一つの例を挙げれば、アカウントタビリティ (accountability) 説明責任) である。アカウントタビリティ

とは何であろうか。これは各種の統制制度によって確保される「他律的」責任である。自治体職員自身の内面に委ねられる、やる気、責任感といったものではない（これは「レスポンシビリティ (responsibility)」と呼ばれる）。

また、現代の「責任」の内容はアウトカムを達成できたか、あるいは、少なくとも妥当なアウトプットを産出できたかに関するものとなっている。だとすれば、アウト

## 編集部から

県では、職員の政策形成能力を高めるため、平成四年度から筑波大学、山梨大学、山梨学院大学の三つの大学院に職員を派遣するための補助制度を設けている。これまで、十五名の職員が修士称号などを得ており、筆者は、平成十一年四月に山梨学院大学院公共政策研究科修士課程（公共政策）に派遣され、修士論文は、山梨学院最高の賞である「山梨学院長賞」を受賞した。

また、平成六年度に、山梨大学教育学部（現教育人間科学部）の非常勤講師（公共経済学）を務めたほか、『地方分権と法定外税』（公人の友社、二〇〇二年）、『分権型社会における都道府県改革の

カムの達成やアウトプットの産出ができなかったことを「説明」すれば「責任」が回避されるわけではない。こうした意味からも、自治体には、各種の統制制度の完備とともに、業績を効果的・効率的に達成するための政策形成の一環として、政策研究の推進が要請されるのである。（文中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。）

視座』（公人の友社、二〇〇一年）、『分権型社会における基礎的自治体の行政体制』（文芸社、二〇〇一年）など研究成果を著書にまとめていく。皆様には、是非、御一読することをおすすめしたい。



# 市町村における政策評価の導入にむけて

## 平成十三年度山梨地方自治研究会研究報告

県町村会総務課行政係 東條 寿和

### はじめに

山梨地方自治研究会は、実務的な共同研究を通じて地方分権の推進に伴い必要とされる地方自治体職員の政策形成能力や法務能力等の向上を図ることを目的に、平成十一年に発足した研究会です。

研究会の各年度のテーマは、各自治体職員から、喫緊の課題として共同研究すべきとするテーマを募集し取り組むこととしており、平成十三年度は、「行政評価」を

テーマに研究を行いました。

行政評価は、今日の緊縮財政下にある行政の効率を向上させ、同時に、多様化する行政需要に対応する必要から、近年、多くの自治体においてその導入について検討がされています。

行政評価システムは、平成十三年七月の総務省の調査によると、全国の市区町村（指定都市を除く）の五十五・九%（二千八百九団体

### 【県内市町村の状況】

平成十三年七月現在の総務省の調査における県内市町村の行政評価の実施状況は、①導入済1団体②試行中1団体③検討中34団体の合計36団体、全体の約56%の団体で導入又は検討が行われている。

前年度比九十五%増）で導入又は検討が行われており、その導入に対する意識は、ますます高くなってきていることが伺えます。

また、既に導入している団体では、評価システムを定着させるため、様々な改良を加え、より精度の高いシステムとするための第二、第三の段階に入っているといわれています。

本県の市町村においては、行政評価システムを導入している団体はほとんどなく、現在検討中の団体が約半数という状況です。

このような状況の中で、研究会においては、行政評価システムの導入を現在検討中の団体及び今後導入を検討しようとしている団体が参考となるよう行政評価システムの導入初期段階での課題等に主眼を置き研究を行いました。

以下に、研究会における研究結果を掲載しますので、各市町村において「行政評価」を検討する際の一つの参考としてください。

## 1 行政評価研究の目的

地方分権の時代にあつては、基礎的自治体である市町村が自己決定・自己責任の原則の下に、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて取り組むことが求められている。そのためには、行政改革の推進など、地方行政体制の整備・確立に積極的に取り組む中で、政策立案能力を高めるとともに、住民に信頼される、公正で透明な行政運営を行うことが必要である。そこで、市町村行政が行つてい

る活動（施策、事業等）がどれだけの成果をあげているかを検証し、今後の政策の立案、行政改革の推進、職員の意識改革さらには住民に対する説明責任の確保のための手段として行政評価をどのように導入すればよいのか、また導入する場合の問題点は何か等、県及び研究員の市町村の事例並びに他県先進自治体の事例等を参考に研究を行った。

## 2 行政評価システムの概要

### 1 行政評価について

行政評価については、政策評価あるいは事務事業評価とも呼ばれ様々な定義がなされ、多様な使われ方をされている。国では、政策評価を政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うため、必要性、効率性、有効性等の観点から行うものとし、行政評価は、業務の実施状況について、主として合規性、適正性、有効性等の観点から調査し行うものとしている。

本研究会では、政策評価と行政評価の区別は敢えて行わず、行政

評価を「行政機関の活動（施策や事務事業を含む。）を何らかの統一的な視点と手段によって可能な限り客観的に評価し、その評価結果を今後の行政運営や政策立案に反映させること」と定義した。

### 2 行政評価導入の目的

行政評価システムは、その導入の目的の一つをとつても、千差万別であり、全ての市町村に共通するシステムはない。したがって、自身の市町村がその評価によって何

を改革・改善したいのかを見極め

たうえで、その目的に適したシステムを構築し、運用することが必要であり、それぞれの市町村において充分な検討を行うことが重要である。

そこで、行政評価を行うことで何をしたいのかという目的を明確にしなければならぬ。行政評価を実施しようと考ええる市町村は、何らかの問題点を見出しており、それらを解決するために行うのであるから、その目的を達成するためには、どのような評価システムを構築すべきか庁内で充分な検討を行うことが必要である。

行政評価導入の目的は、個々の市町村が決めるものなので一概にはいえないが、大別すると次の三つが考えられる。

- (1) 事業が効果的・効率的に行われていくかの検証
- (2) 職員の意識改革、組織風土の改革
- (3) 施策や事業のプロセスや成果を住民にわかりやすく説明（説明責任・アカウンタビリティ）し、施策等の実施に対する住民の理解と参加を促す。

### 3 数値指標の設定

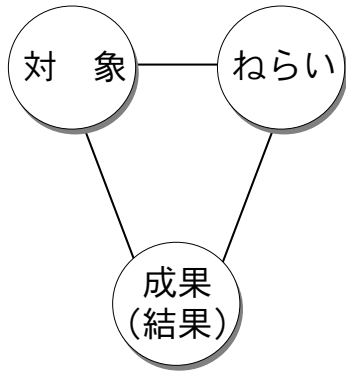
行政評価を行う場合、一般的に目的が実際にどの程度達成できたかを管理するための指標を設定しなければならない。

この指標は、目的の達成度を客

観的に管理していくことにポイントがあるので、数値指標とするのが望ましい。ここでは、この数値指標を「成果指標」と呼ぶことにする。

これまで行政は、事業執行にあたって、活動量を表す尺度（活動指標）を用いることが多かったが、目的の達成度合である「成果指標」を設定することで、事務事業の執行によってどの程度の社会的成果が得られたかを把握することができ





4 評価の対象  
(1) 政策・施策・事務事業評価の目的

目的	事業名	活動指標	成果指標
全市民参加により河川をゴミがない状態に保つ	河川清掃事業	ゴミ収集量 参加世帯数/全世帯数	河川から収集されたゴミの量の前年度比
家庭から出されるゴミの量を毎年減らす	ごみ減量化推進事業	広報紙、チラシの配布数 生ゴミ処理機設置助成件数	今年度のゴミ排出量/前年度のゴミ排出量
下水道排水設備の設置による水辺環境の改善	特定環境下水道事業	接続率 平均流入汚水量	周辺水辺環境のBOD・COD

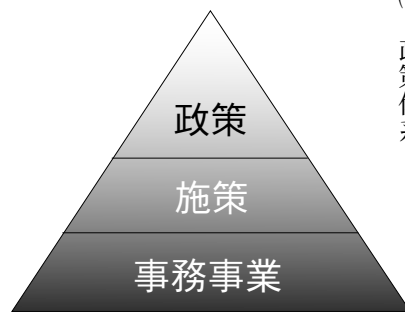
例は次のとおりである。具体的活動指標・成果指標の

具体的には、

【例1】「地域改善対策事業」  
対象：地域改善対策特別措置法に規定する対象地域に居住する住民  
ねらい：対象住民が環境の良い住宅に住めるようにする。  
成果：一般住民と対象住民との住環境の格差が縮小する。

対象／事業の対象とするもの(人、もの)  
ねらい／対象をどんな状態にしたいのか  
成果／何のために意図するのか。政策・施策・事務事業に基づく上位目的への貢献

【例2】「しだれ桜の里づくり事業」  
対象：植栽希望町民  
ねらい：町全体をしだれ桜で彩り、町を「しだれ桜の里」として町内外に知らせる。  
成果：町が「しだれ桜の里」として有名になり、ビジターによる観光消費額が上昇する。



(2) 政策体系

【例3】「生活習慣病検診事業」  
対象：学生以外の十八歳以上の町民  
ねらい：生活習慣病の予防と早期発見  
成果：町民の健康管理意識が高まるとともに、疾患の早期発見の割合が向上する。

(3) 事務事業評価  
事務事業評価は、政策・施策・事業評価システムにおいて基盤的な位置を占める。事務事業を企画、実施する原

各市町村の総合計画（基本計画、実施計画など）は、政策・施策・事務事業という目的と手段の関係を保ちながら全体として一つの政策体系を形成し、これの実現に向けて予算・財源などの行政資源を使い行政サービスの提供を行っている。

5 評価の種類

(1) 事前評価：企画立案段階で最適な施策等を選択するうえで有益な情報を得るための評価。  
特に、新規事業、単年度で繰り返し行う事業に有効である

(2) 事後評価：事後評価を各々行い、それらは予算編成過程に連動され、より費用対効果の高い予算編成を実現させる。

(3) 実施評価  
施策評価は、政策体系において、事務事業よりも上位の位置を占め、体系の中で中核単位となる施策を対象に、その目的を達成するために施策を構成する事業間の優先付けを行ったり、効果的・効率的な執行のために事業の廃止、統合等の事業構成を検証する。

(4) 政策評価  
政策評価は、施策よりも上位の位置を占め、包括的な活動単位である政策、さらにはその柱ともなる行政使命を対象に、その目的の妥当性、効率性、効果性を評価し、その結果、下位の施策の優先順位を決める評価方法である。

る。  
 (2) 途中評価：実施途中の施策等が、所期の目的を達成するうえでその方向性にズレがないかどうかを随時点検する評価  
 特に、継続事業に有効である。

(3) 事後評価：一定期間経過後、当初想定した便益や効果をもたらしたかどうかを分析し、改善策や、将来への教訓等の抽出を行うための評価  
 特に、既存事業、単年度で繰り返し行う事業に有効である。

6 評価の主体

(1) 内部評価

自らが担当する事業について、その事業の目的、実施過程等について見直しを行う等、職員自身あるいは行政自らが行う内部評価は、職員の意識改革、事業の見直しといった点で、大きな効果を得られる。反面「お手盛り」評価になりやすいという欠点も有する。

ア 自己評価

担当者自身が行う。この仕事を自分は、何のために、どういう方法で行っているのかを理解する。

イ 庁内評価

一般的には、自己評価をベースとし、当該自己評価を庁

内の評価部門あるいは評価機関が評価するなど、全庁的体制のもとで行われる評価を行う。この評価を階層に応じたマネジメントに用いることもある。(例えば、個々の事業は係長(担当リーダー)、施策は課長といった具合)

(2) 外部評価

事業評価は、本来サービスを受ける側の住民が行ってこそ意義があるもの。住民サービスをいかに提供していくか、満足度をどう高めていくかということを効果的に認識し、そしてこれをより高いレベルにしていくためには、外部評価の中でもとりわけ住民評価が不可欠である。その場合、まず、内部評価を行い、そこで用いた評価情報を積極的に開示していくことが求められる。

ア 第三者機関評価

専門家、民間企業、NPO等で組織される行政以外の第三者機関における評価

イ 住民評価

自治の主体である住民が行う。政とは異なった視点から独自に行う評価の場合、行政は評価に必要な情報を積極的に開示することが前提となる。

7 評価結果の反映

評価結果に基づき政策体系の見直しを行う等、評価結果を行政全般に反映することにより、住民満足度の向上、無駄のない事業運営、職員意識の変革等が期待できる。

8 住民への説明責任

住民に対し、政策形成の過程から実施後の成果に至るまでの評価情報を、できるだけわかりやすく

インターネット、広報等により公表を行い、住民への説明責任を確保する。



3

行政評価導入における留意点

1 目的の明確化

評価システムの導入にあたっては、何のために、どういう効果を狙って行うのかといった導入の目的を明確にすることが重要である。その目的に応じて手法を選択し、自ら工夫する必要がある。とりわけ、導入自体が自己目的化しないよう特段の工夫を行うことが重要である。

2 全職員の意識改革

評価システムが機能するかは、全職員の意識が問題である。全職員の足並みが揃わないと評価システムが機能しない。そのためには、まずはトップそして中間管理職の意識・リーダーシップが重要であり、それがなければ中途半端に終わりがかねない。

また、全職員に、評価を行う意味、評価方法を十分に理解させるため、時間をかけて研修を行うことが前提条件として必要である。

その上で自らの業務や担当する事業を評価していくことにより、意識改革に大きな効果を持つものと考えられる。

3 評価システムのバージョンアップ

将来的には、サービスを受ける側である住民等が行う外部評価という方向を見据えながらも、導入当初は職員が取り組みやすい、できるだけ簡素な手法による担当者自らによる内部評価からスタートし、熟度を高めていくことが現実的である。そのためには、最初から評価システムを固定的に考える



のではなく、必要に応じて手直しを加え、徐々にレベルを高めていき、より効果的な評価システムへとバージョンアップしていく工夫が必要である。

4 総合計画及び予算との関係

総合計画は、市町村における最も上位に位置付けられる計画であり、総合計画における政策体系は、行政評価における評価の基準体系と一致すべきである。同様に、予算の体系も、評価の体系と一致すべきである。しかし、現実には、これらの体系は、一致しないことが多く、評価を不十分なものになっている傾向がある。

したがって、行政評価導入と併せて、総合計画の策定や予算体系の在り方について検討を行うことも必要となる。

【平成十三年度山梨地方自治研究会「行政評価研究」開催経過】

第一回

日時／平成十三年八月二十七日（月） 午後二時三〇分

場所／県自治会館2F「視聴覚室」

内容／1 「政策アセスメントについて」

講師・県総合政策室

末木リーダー

2 研究会の進め方について

3 自己紹介、座長の選出等

第二回

日時／平成十三年九月二十六日（水） 午後一時三〇分

場所／県自治会館2F「研修室」

内容／1 取組状況の発表

2 事業評価表の記入（山梨県及び甲府市の事業評価表）

第三回

日時／平成十三年十月二十五日（木） 午後一時三〇分

場所／県自治会館6F「第三会議室」

内容／1 事業評価表の記入上の問題点等

2 事業評価表の作成

第四回

日時／平成十四年一月二十四日（木） 午後一時三〇分

場所／県自治会館2F「視聴覚室」

内容／1 事業評価表の検討

2 報告書素案の検討

3 報告書修正案の検討

【平成十三年度山梨地方自治研究会「行政評価研究グループ」メンバー】

座長・平賀太裕（県市町村課）

アドバイザー・末木浩一、外川伸一（以上県総合政策室）

研究員・林貴彦（富士北麓東部地域振興局）、田中欽也（甲府市）、真田吉郎（富士吉田市）、林正樹（塩山市）、紫村聡仁、田中裕二（以上都留市）、津島みさ子（山梨市）、小笠原文幸、白鳥公勇（以上大月市）、五味秀雄（韮崎市）、赤池善光、佐野正美（以上下部町）、依田二郎（身延町）、今井恵理（小淵沢町）、五味菊広（河口湖町）、横瀬仁彦（上野原町）、橋詰武（丹波山村）

運営委員・村松広幸（市長会）、玉川武年、東條寿和（以上町村会）

【研究会における参考事例】

山梨県政策アセスメント、甲府

市事業評価、都留市各課一事務事業の廃止・見直し事業、韮崎市

事務事業評価シート、小淵沢町事務事業評価表、他県先進市の事例

（多治見市政策・施策・事務事業評価システム、太田市行政評価システム、文京区事務事業評価制度、逗子市行政評価システム）、行政評価表記載事例集―総務省自治行政局行政体制整備室―他

※当研究会では、事業評価シートについても作成しましたが、誌面の都合上掲載できません。ご覧になりたい方は、県町村会事務局（電話〇五五―二三五―三三二八）までご連絡願います。



# 介護保険事業の見直しについて

長寿社会課 介護保険企画担当 河崎 功

## 1 介護保険事業（支援）計画の見直し

### はじめに

二十一世紀は「高齢者の世紀」と言われていますが、明るく活力ある高齢社会を実現するため、高齢者ひとりひとりが健康で長生きをし、地域で活躍できる社会づくりや、介護が必要な状態になつたとしても安心して暮らすことができる環境づくりに社会全体で取り組んでいくことが求められています。そのような中、平成十二年四月の介護保険制度のスタートに伴

い、本県でも、「山梨県老人保健福祉計画」及び「山梨県介護保険事業支援計画」を一体的なものとした「長寿やまなし高齢者支援計画」を策定したところです。

今年度は、この支援計画をはじめ、各市町村で策定された計画の見直しの年となっております。そこで、ここでは、介護保険事業計画を中心に今後の課題について述べてみたいと思います。

介護保険制度では、介護保険事業を行うにあたり、国が「基本指針」を定め、その指針に即して、市町村は市町村介護保険事業計画を、都道府県が都道府県介護保険事業支援計画を策定することにより、介護サービスが計画的に提供されることが図られています。

介護保険事業（支援）計画は、平成十二年度から十六年度までの五カ年計画として策定されたものですが、この計画は三年ごとに見直されるため、平成十五年度から平成十九年度までを計画期間とする第二期目の計画を策定する必要があります。

前回の事業計画は、要介護者の推計や給付の実態を想定しながら

の策定であった訳ですが、介護保険事業（支援）計画は、介護保険法の基本理念を踏まえ、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施（の支援）を計画的に実現するために定めるものであることから、

- ① 現行計画について、政策評価の視点から目標（計画）値に対する実績の評価を十分に行い、
- ② これを踏まえた上で、第二期計画期間における政策目標を掲げ、
- ③ この政策目標を実現するために実施する必要のある具体的

な施策を明らかにすること  
に重点を置いた計画とする必要があり  
ます。

介護保険制度の浸透とともに、  
介護サービスの利用意向の増大が  
見込まれますが、介護保険の給付  
の内容及び水準は、被保険者が要  
介護状態となった場合においても、  
可能な限り、その居宅においてそ  
の有する能力に応じた日常生活を  
営むことができるように配慮され  
なければなりません。

そのため、第二期介護保険事業  
(支援)計画においては、こうし  
た観点から、具体的なサービスの  
確保に関する施策を踏まえ、在宅  
サービスの利用率を、より一層  
高めるよう配慮することが必要と  
なっています。

第二期介護保険事業(支援)計

## 2 見直しの課題

このように、介護保険制度が実  
施されて三年目に当たる今年、第  
二期目の計画策定に取り組みな  
ければならない訳ですが、主な課題  
として、

- ① 介護保険は在宅介護を本来の  
目的としているのに対し、施  
設への依存が目立っているこ  
と
- ② 三年に一回、今後五年間を見

画の策定は、本県では、昨年度の  
うちに利用意向調査等の基礎資料  
の準備を整え、今年度からは、新  
長寿やまなし高齢者支援計画(仮  
称)策定検討委員会等が開催され  
るほか、市町村と県との連絡・調  
整、高齢者保健福祉圏域の市町村  
間の情報交換等が活発化するなど、  
作業が本格化しております。

市町村においては、計画策定の  
ために必要な体制を確保すると  
もに、高齢者保健福祉圏域あるい  
は地域振興局単位で実態調査の研  
究会等を積極的に開催するなど、  
連携協力を図ることが必要です。  
県においては、市町村に対して、  
介護保険事業計画の策定上の技術  
的事項について必要な助言を行  
う等支援を行っていくことになっ  
ています。

据えた介護保険事業計画を策  
定すること

- ③ 療養型医療施設や訪問介護、  
介護支援専門員の報酬の見直  
し
- ④ 介護保険を周辺から支える介  
護予防・生活支援事業の充実
- ⑤ 介護保険と医療保険との関係  
の整理(療養病床等を含めて)
- ⑥ 要介護認定ソフトの改訂

⑦ 痴呆性高齢者(特に在宅高齢  
者)対策  
等が挙げられます。

また、介護保険事業の安定的な  
運営を図るとともに、事務の効率  
的な処理を行うために必要な、介  
護保険(財政)広域化に係る事務  
についても、職員数等限られた資  
源のなかで重要な問題となってい  
ます。

ア 施設への依存が目立ってい  
ること

まず、施設依存が目立っている  
ことについてですが、平成十二  
年度の介護保険事業状況をみると、  
同年度中に介護保険サービス(居  
宅・施設)を利用した受給者数は、  
十四万四千四百四人で、そのうち  
の約2/3は居宅サービスの受給者  
数(九万四千二百九十九人)が占  
めています(図1)。これを保険給  
付額内訳で見ると、平成十二  
年度の保険給付額(ここでは、  
居宅サービス費及び施設サービス  
費を指し、「高額サービス費」や

図1 受給者数のサービス別内訳  
(居宅サービスと施設サービス)

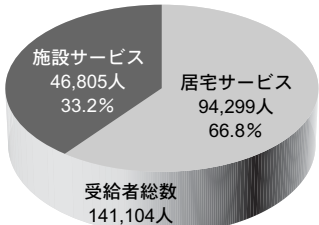


図2 保険給付額のサービス別内訳  
(居宅サービスと施設サービス)

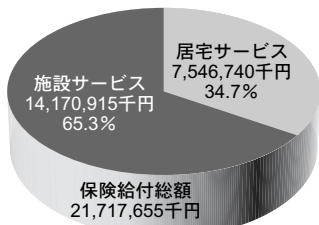
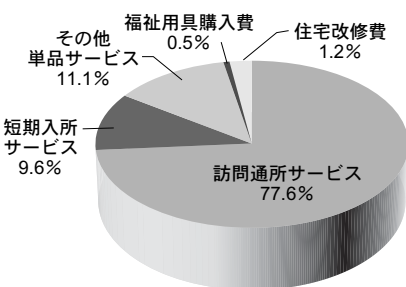


図3 保険給付額(居宅)のメニュー別内訳



「審査支払手数料」を含まない)  
は、二一七億千八百万円であり、  
居宅サービス費は全体の約1/3  
でありました(図2)。また、  
受給者一人あたりの保険給付額に  
ついては、施設サービス(三十万  
二千七百六十五円)が居宅サービ  
ス(八万三十円)の約3.8倍とな  
っています(表)。

市町村ごとに、費用在宅率(保  
険給付額中の居宅サービスの割合)  
を見てみますと、勝山村の七十二  
二%から、秋山村の十七五%ま  
でかなり幅が広く、これが高い所  
ほど介護保険の理念である在宅重視  
になっていると言えます(図8)。

平成十三年度になってから、在  
宅サービスの利用率は増加傾向が  
見られるものの、在宅か施設かの  
区別で割り切るのではなく、在宅  
に近い多様な受け皿をつくってい  
くことや、訪問介護、通所介護等  
においても魅力のあるものにして  
いくことが必要ではないかと考え  
ます。

イ 次期介護保険事業計画の策定  
第二に、次期介護保険事業計画ですが、これは、すでに各市町村での策定作業が始まっていると思  
いますが、今回の第二期計画では、  
制度発足時に比べると、二年間の  
実績がある関係でそれをもとに調  
査・分析をして、被保険者の意見  
を十分取り入れること、すなわち  
住民参加のもとで、そのまちらし  
さを出した、独自の計画を策定し  
ていくことが求められています。  
市町村は、介護保険事業計画が、  
高齢者保健福祉計画も含めて自分  
たちの手による計画であるという

ことを認識し、給付実績をもとに、  
どういったサービスの供給実態が  
あるのかを分析した上で、介護予  
防・生活支援事業など、市町村独  
自の施策を勘案したものとす  
ることが必要ではないでしょうか。国  
でも、市町村への様々な支援とし  
て、給付分析ソフトや事例集を配  
布しました。また、参酌標準につ  
いても提示はされましたが、あく  
までも標準としてのもので、第二  
期介護保険事業計画の策定はまさ  
しく市町村の力量にかかわって  
くるものであるといえます。  
このような中、事業計画策定に

図4 保険給付額(施設)の施設別内訳

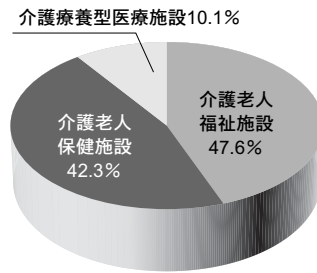


図6 要介護度別内訳(居宅)

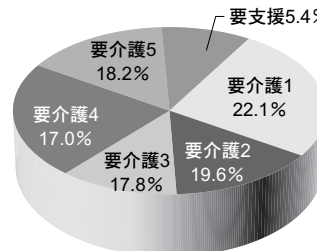


図5 要介護度別内訳(全体)

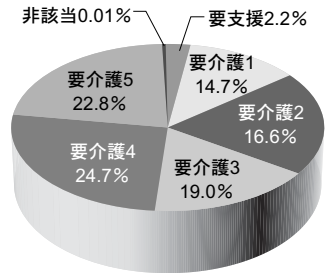
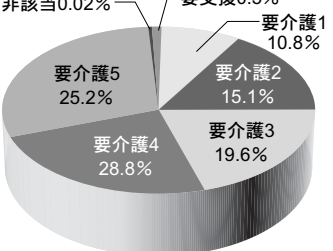


図7 要介護度別内訳(施設)



※図5と図7の「非該当」は、平成12年度以前の特別養護老人ホーム旧措置入所者のうち、要介護(要支援)認定の結果自立とされた者を指す。(経過措置により5年間入所可)

表 受給者1人あたりの保険給付額数(月平均)

年度	居宅サービスの受給者1人あたり	施設サービスの受給者1人あたり	保険給付額合計の受給者1人あたり
12	80,030円	302,765円	153,912円

当たって、保険料をどのように設定するかは、個々のサービスの基盤整備率をどの程度見込んでいくか、低所得者対策はどうするか(保険料と利用料に対する減額措置や保険料の六段階設定を採用するか等)が大きな問題となると思われます。  
ウ 介護報酬の見直しについて  
第三の介護報酬の見直しですが、次期事業計画期間に向けた見直しとして、国では、昨年十月に「社会保障審議会・介護給付費分科会」を立ち上げ、介護サービスの提供に關係する委員のほか、市町村など費用負担に關係する委員、利用者や学識者など、幅広い委員の方々に参加を願い、介護報酬の個々の論点について審議を行っているところであると聞いております。  
介護報酬の見直しにあたっては、サービスの実施状況等を踏まえ、その問題点を整理する機会であり、  
① 現行サービスの適切な評価  
② 在宅の重視  
③ 保険財政への影響を踏まえた効率化・適正化  
④ 介護保険サービス相互間の整合  
など、多角的な視点から幅広い検討が進められるものと思われま

す。  
今後の具体的な審議スケジュールは、本年七月を目途に報酬骨格を設定し、平成十五年一月に新単  
価の諮問・答申、同年四月に改定を行う予定を考えており、また、報酬骨格の制定後、平成十四年度中に審査支払システムの設計変更を準備する予定になっております。  
いづれにしろ、訪問介護や介護支援専門員の報酬については、介護報酬の大きな論点ですが、「介護サービスの質の向上」の問題とも密接なつながりを持つものであり、この問題をどう事業計画に組み込んでいくかが大きな問題だと考えます。  
エ 介護予防・生活支援事業について  
第四の介護予防・生活支援事業の充実についてですが、介護保険は地域の介護問題のすべてをカバーできるものではなく、介護保険制度の上でそれぞれの市町村が独自に行う生活支援事業や住民自身の助け合い等があつて初めて完全なものとなる制度であるといえます。介護予防・生活支援事業に各市町村が積極的に取り組み、老人クラブや住民組織と連携を取り合っていくことが重要となりま

す。  
次に、要介護認定ソフトの改定ですが、要介護認定における一次判定については、  
① 痴呆性高齢者が低く評価されているのではないか  
② 在宅における介護の状況を十

分に反映していないのではな  
いか

などの指摘があることから、国では、平成十二年八月に「要介護認定調査検討会」を設置し、一次判定の仕組みについて専門的・技術的な検討を行っているとのことである。

この検討会での議論を踏まえ、平成十三年二月～六月に全国で「高齢者介護実態調査」を、また、平成十三年十一月～十四年一月にかけて「要介護認定に関する調査」を行い、今後は、これらの調査結果を踏まえながら、要介護認定ソフト（改訂版）について具体的な検討を行っていくとのことである。  
なお、平成十四年度については、まず、六月に全国約三十の市町村で、要介護認定モデル事業（第一次）が実施され、秋以降、平成十

五年四月からの円滑導入を目的とした第二次モデル事業が全国市町村において試行される予定になつております。

#### 力 痴呆性高齢者対策

痴呆性高齢者の支援につきましても、痴呆介護研修事業のほか、痴呆性高齢者グループホームのサービス評価など、国でも様々な施策を立ち上げていますが、痴呆のお年寄りをどうケアするかは、高齢者介護の中核であり、そういった方々の行動等にもそれなりの必然性があるといわれており、そこを理解し、その人が生きていく意欲を大事にしていくことが、痴呆ではない高齢者の介護そのものにつながっていくとされています。

### 3 介護保険財政の問題

最後に、介護保険（財政）広域化に係る事務について述べたいと思います。平成十三年三月にスタートした「山梨県介護保険財政広域化検討研究会」は、平成十三年十一月まで概ね月一回のペースで研究を重ね研究報告書を取りまとめました。

そこにおける議論では、保険規

模の広域化により、例えば急に施設入所者が増えても保険財政に及ぼす影響が小さくなり保険料の変動幅も抑えられる、といった保険財政安定化に関するメリットが明らかにされてきました。

しかし、他県の状況などを見ても広域化のメリットはこれにとどまらず、現在限られた職員で介護

保険に関する業務をこなす市町村も、他の市町村と業務を分担できるようになり、その結果これまで日常業務の処理で精一杯であった市町村でもより高度化・専門化した高齢者福祉行政を展開することが期待できるようになること、また、サービスの平準化や高度化の可能性が広がってくるなど広域化による様々な効果が指摘されたところでです。

さらに、「本県における広域化の規模」「介護保険財政広域化と市町村合併との関係」「広域化のスケジュール」「広域化の態様」等広域化の実現可能性を考えるうえで検討が必要と思われる各項目について言及しているところであります。

現在各市町村においては、平成十五年四月から始まる次期介護保険事業計画の策定に併せ、現在の地域における介護保険の状況について保険財政運営、事務処理、住民サービス等様々な観点から総点検をして、より高いレベルを目指

した方策をとるべき時期であり、介護保険財政広域化もこうした方策の一つとして平成十四年度に具体的な検討が行われることが期待されています。

この介護保険財政の広域化に対する平成十四年度の支援方策としては、国が「広域化や市町村合併を予定している地域」を対象に、システム開発経費やその他の準備経費の助成をすることとしておりますが、本県の場合には、現在各地で市町村合併に関する検討が活発化しており、その構成市町村の枠組みや合併の時期も流動的であること等から、国の補助対象となる前段階で各市町村が検討を開始することが想定されます。

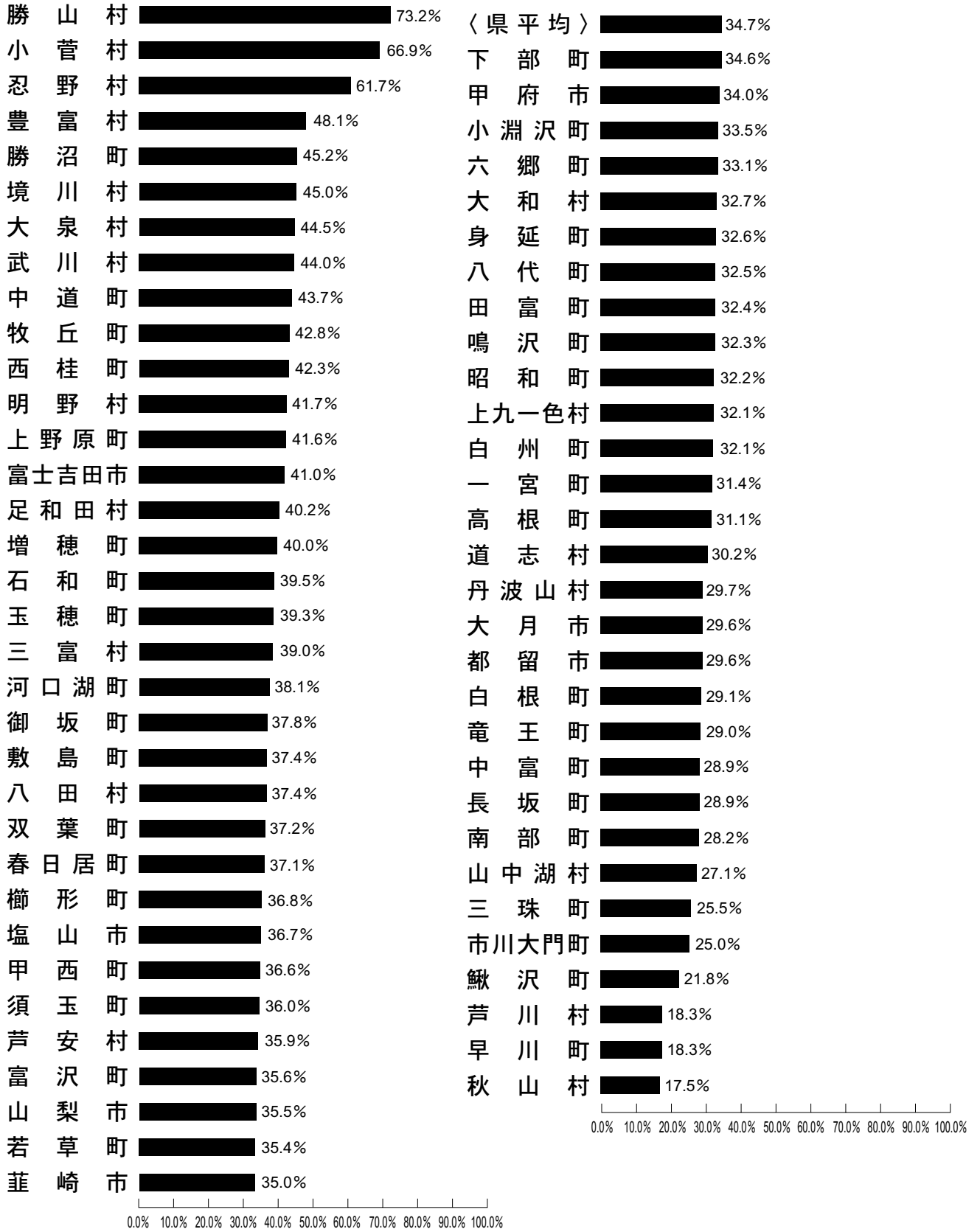
こうしたことから、県単独で「広域化や市町村合併を決定する前に検討会、先進地視察を行うための経費」に対して助成措置を講ずることにより市町村による自主的な検討の支援を行うこととしたところであります。

### おわりに

このように、今年度の次期介護保険事業計画の策定については、各市町村の高齢者保健福祉計画は言うに及ばず、平成十五年度に策定される予定の「地域福祉計画」

など、そのまじ全体の福祉計画や長期計画等との整合性を視野に入れたながら、保険料の設定等市町村の創意工夫の見せ所となるものと考えています。

図8 保険給付額中の居宅サービスの割合(市町村ごと)



# 地方自治法の一部改正について

市町村課 行政選挙担当

平賀 太裕

## はじめに

地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律など七法の改正を盛り込んだ「地方自治法等の一部を改正する法律」が、平成十四年三月二十八日衆議院本会議で可決・成立し、同月三十日に公布されました。

この改正法は、平成十二年八月の地方分権推進委員会の意見、同年十月の第二十六次地方制度調査会の答申、さらに同年十二月に閣議決定された行政改革大綱を踏ま

え、総務省が法案を作成したもので、国会提出から成立までに一年以上を費やし、足掛け四回の国会において審議がなされました。

本稿では、このうち地方自治法の改正部分について、同時に改正された地方自治法施行令と併せて、その概要を説明します。

※関係条文を次のように表記します。

〔例〕地方自治法第七十四条第四項「七四④」

地方自治法施行令第九八条の二

〔令九八の二〕

## 1 直接請求関係

地方自治法は、間接民主制を補完し住民自治を保障する制度の一つとして直接請求の規定を設けています。これには、条例の制定又は改廃、事務監査、議会の解散、議員又は長の解職、主要公務員の解職及び広域連合の規約の変更要請の請求があります。

このうち、条例の制定又は改廃の請求及び解散・解職の請求について改正が行われ、制度の充実が図られました。

### (1) 意見陳述機会の保障

普通地方公共団体の有権者は、その五十分の一以上の連署をもって、代表者から長に対し条例の制定又は改廃の請求をすることが出来ます。この請求を受けた長は、二十日以内に議会を招集して条例案を付議しなければ

なりません。

今回の改正により、この議会で審議を行う際に請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならぬこととされました。

〔七四④〕

従来も議会が必要と判断すればできたことですが、これを明文化・義務化することにより、議会における審議の充実を図るとともに、議案に関して長が意見を付けることとの均衡を図っています。

この場合、議会の日時、場所等必要な事項を代表者に通知するとともに、告示し、公表すること、また、代表者が複数であるときは意見を述べる機会を与える人数を定め、併せて通知することが政令で規定されました。

〔令九八の二〕

なお、議案を委員会に付託して審議する場合も含め、通知、告示等は議会の代表者である議長の名において行います。

- (2) 直接請求の要件緩和  
議会の解散や議員、長又は主要公務員の解職を求める直接請求

## 2 議会関係

法第一〇〇条の規定により、議会は、その団体の事務に対する調査権を広く認められています。今回の改正でさらに議員の派遣に関する規定が加えられました。

派遣することができるのは、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要と認めるときで、会議規則の定めが必要ですが、根拠規定が整備されたことにより、今後は規則に定める手続きによらない議員の派遣は違法となるため、派遣を行う団体では会議規則を改正する必要があります。〔一〇〇⑫〕

なお、「必要と認める」のは本会議を原則としますが、例えば議長承認とする方法なども考えられます。

このほか、議長選挙などの議会

求は、有権者の三分の一以上の署名が必要でしたが、有権者数四十万人以上の団体において要件が緩和されました。対象となるのは都道府県や大都市などで、本県で該当する市町村はありません。〔七六他〕

において行う選挙について、公職選挙法第四八条の代理投票の規定に加え、同法第四七条の点字投票の規定も準用されることになりました。〔一一八①〕



## 3 住民監査請求関係

冒頭の地方制度調査会の主要な検討テーマの一つが住民自治に関するものであったこともあり、住民監査請求と次に取り上げる住民訴訟制度の充実が、今回の法改正の柱となっています。

監査の透明性と信頼性を高め、行政機関内部のチェック機能を強化することは、地方分権時代にふさわしい開かれた自治体を構築するうえで不可欠であり、地方自治法も監査委員について厳格な身分保障の規定を設けることにより、適正な監査の執行を期待しています。また、住民監査請求は、住民訴訟に前置されるものであることから、監査の段階でより多くの事件を解決することが、行政経済のうえからも効果的といえます。

こうした要請に応え、行政に対する住民の監視に重要な役割を果たしている監査及び住民監査請求等に関し、次の三点において手続きの充実を図る規定が置かれました。

- (1) 学識経験者からの意見聴取

監査委員は、監査のため必要と認めるときは、関係人の出頭を求め、調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができますが、これに加え、学識経験を有する者等から意見を

聴くことができることとなりました。明文化によって制度の活用を促し、より信頼性の高い監査が行われることが期待されています。〔一九九⑧〕

包括又は個別外部監査契約に基づく外部監査人が行う監査についても同様です。

〔二五二の三八①、二五二の三九①〕

- (2) 暫定的停止勧告制度の創設

住民監査請求があった場合、監査する前の段階でも対象となる行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があれば、監査の手続きが終了するまでの間その行為を停止するよう勧告する制度が創設されました。〔二四二③〕

勧告は、監査委員の合議により、違法であるとの心証を得た時点で行うことができますが、請求人へ通知し、かつ、これを公表しなければなりません。違法の判断には、客観的明白性、具体的な証拠等が必要と解されています。また、勧告は、緊急避難的な措置であり、監査の結果を拘束しません。

なお、外部監査契約に基づく監査では、この制度は適用されません。



(3) 陳述聴取の際の相手方の立会い

住民監査請求においては、請求人に証拠の提出と陳述の機会を与えなければなりません。その際必要があると認める場合には団体の長や職員を立ち合わせ、反対に長や職員の陳述聴取の場に請求人を立ち合わせることもできることとしました。〔二四二⑦〕

これは、監査委員の面前で双方が意見の応酬をすることを想定した規定ではないとされていますが、運用は監査委員の判断で行い、より適正な監査の執行に資するよう活用すべきものと考えられます。

この規定は、個別外部監査契約に基づく監査においても適用されます。〔二五二の四三⑦〕

このほか、政令の改正により、住民監査請求及び個別外部監査の請求を行う際の措置要求書に記載する請求の要旨の字数制限(千字)がなくなりました。これは、監査委員又は監査人の専門性に鑑み、制限を課す理由に乏しいことからなされた措置です。〔令一七二、令一七四の四九の四十一〕

従って、余談となりますが、事務監査を求める直接請求等一般の住民の皆様を示すことになる請求書の要旨では、従来どおり字数制限が課せられます。

## 4 住民訴訟関係

住民監査請求を行った場合において、①その結果又は勧告に不服がある場合、②勧告を受けた団体等の措置に不服がある場合、③監査委員が監査若しくは勧告を行わない場合、④勧告を受けた団体等が示された期間内に必要な措置を講じない場合に訴訟を提起するのが住民訴訟で、行政事件訴訟の類型に属する民衆訴訟とされています。

提訴できるのは、違法な行為又は違法な怠る事実に係るもの(不当な行為、怠る事実については除かれます。)で、法第二四二条の二第一項各号に規定される次の四種類です。

- 一号訴訟 執行機関又は職員に對する行為の差止め
- 二号訴訟 行政処分である行為の請求の取消し又は無効確

認の請求

三号訴訟 執行機関又は職員に對する怠る事実の違法確認の請求

四号訴訟 団体に代位して行う職員に對する損害賠償若しくは不当利得返還の請求又は行為若しくは怠る事実に係る相手方に對する法律關係不存在確認・損害賠償・不当利得返還・原状回復・妨害排除の請求(改正前)

このうち、住民訴訟の多くを占め、地方制度調査会や法改正に当たり国会で議論の中心となったのが四号訴訟です。

改正前の四号訴訟は、長個人や職員個人を訴追するものであり、たとえ適法な財務会計上の行為を行っていたとしても、住民が違法であると判断すれば提訴によって個人に精神的・肉体的・経済的負担を強いることになり、政策判断に對する過度の慎重化や事なかれ主義を生みやすく、結果として政策遂行に制約を与える可能性が指摘されていました。また、個人に對する財務会計上の違法行為を争う訴訟でありながら、多くの場合は、その行為の前提となる団体として行った意思決定の適否を問う訴訟でした。さらに、原告(住民)勝訴の割合が一割に満たない現状

のなかで、制度の趣旨を超えた濫訴の例も見受けられました。

これに對し、平成六年の法改正により被告勝訴の場合における弁護士報酬の公費負担の規定が設けられ、経済的負担については一定の改善が図られました。今回の改正により、住民訴訟制度がもつ住民自治や行政に對する住民監視の趣旨を維持・拡充しながら、こうした課題に對処した抜本的な訴訟類型の再構築がなされました。

### (1) 差止め訴訟の充実

違法な財務会計行為の差止めを求める訴訟(一号訴訟)は、その行為によって団体に回復困難な損害を生ずるおそれがある場合に限られていましたが、この規定を削除することにより請求の対象を拡大しました。

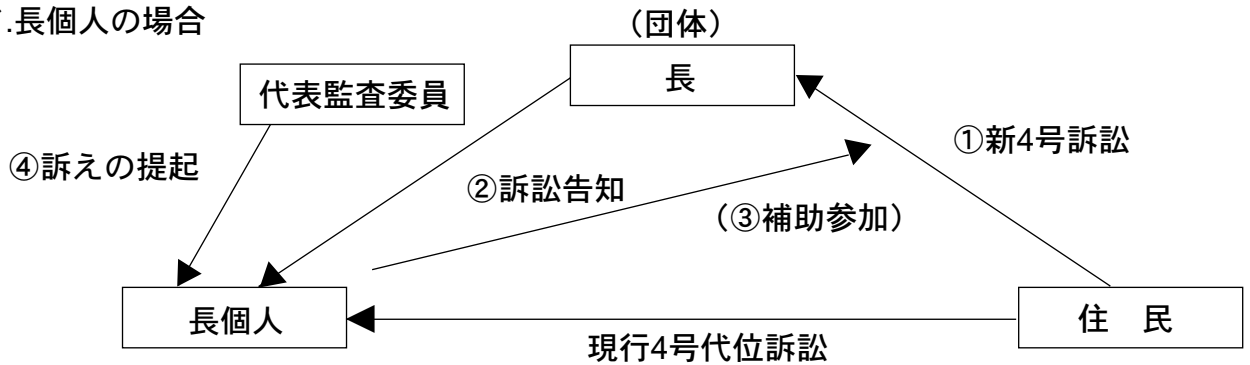
代わって、公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは差止めできない旨定められましたが、これは人の生命・身体に對する危険又は重大な危害が予想される場合など極めて限定的に解釈すべきものとされています。(平成十四年三月三十日付行政課長通知)

### (2) 新四号訴訟への転換

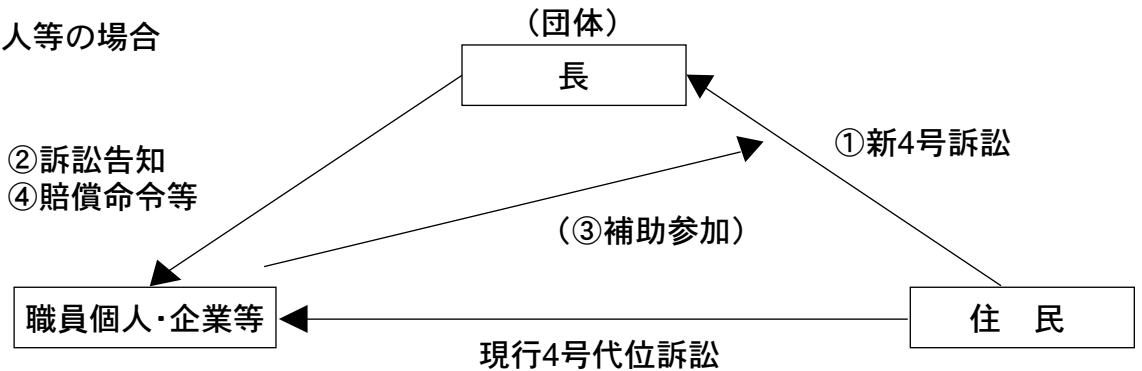
ア 被告の変更  
四号訴訟は、裁判の被告を個人(長、職員)から団体(機関の長)へと変更しました。この訴訟で団体が敗訴した場合、団体として

住民訴訟(4号訴訟)の被告を職員から団体(長)に変更

ア.長個人の場合



イ.職員個人等の場合



イ

個人へ求償し、支払われな  
い場合には団体が原告とな  
って個人に対し民事訴訟を  
提起することになります。  
(二段階訴訟)  
言い換えれば、個人への  
求償の義務を怠っている団  
体を提訴することにより、  
団体から個人に対し賠償金  
等の支払いを請求させるも  
ので、団体に代わって住民  
が個人を提訴するという従  
来の代位訴訟ではなくなり  
ました。  
この改正により、団体の  
持つ資料等が裁判を通じて  
公開されることになり、行  
政の透明化が図られるほか、  
団体に對し判示されるため、  
類似行為の適否の判断が容  
易となります。また、違法  
な行為を追求することには  
変わりがないため、個人の  
職務上の責任は同じまま、  
裁判への負担を軽減し、か  
つ、住民の権利を侵さず  
職務に対する萎縮作用を押  
さえ、より柔軟な政策決定  
ができる環境が整えられた  
こととなります。  
団体敗訴時の訴訟等  
新4号訴訟により団体(被  
告)が勝訴すれば事件は終  
結しますが、敗訴した場合  
には、団体の長は判決が確  
定した日から六十日以内の

ウ

日を期限として、個人に對  
し損害賠償金又は不当利得  
の返還金の支払を求めなけ  
ればなりません。ここでい  
う「個人」が長である場合  
は、団体の長として個人で  
ある自己に對し支払いを請  
求し、他の職員である場合  
には賠償を命ずることにな  
ります。この時点で支払い  
が行われても事件は終結し  
ます。  
しかし、六十日以内に支  
払いが行われない場合には、  
団体は、前述の民事訴訟、  
つまり原告となって個人に  
對し損害賠償又は不当利得  
返還の訴訟を提起しなけれ  
ばなりません。(二段目の  
訴訟)  
もともと団体と長や職員  
個人との間に何らかの対立  
関係が存在するなど特殊な  
事情がある場合を除き、こ  
の訴訟が提起されることは  
ないと想定されます。特に、  
長個人を訴える訴訟では最  
初の訴訟の判決の効力が二  
段目の訴訟に及ぶため、長  
個人が勝訴する可能性は極  
めて低いと考えられます。  
関係規定等の整備  
訴訟形態の変更に伴い、  
規定の追加、削除等が行わ  
れ、併せて住民訴訟制度の  
充実を図る規定の整備がな

されています。主なものをあげると次のとおりです。

- ・改正前は四号訴訟としていた法律関係不存在確認の請求は一号訴訟で、同じく原状回復及び妨害排除の請求は三号訴訟で対応することになりました。
- ・不当利得返還請求では、現存利益の範囲内に限定していた規定を削除することにより、悪意による不当利得に対する責任が強化されました。
- ・四号訴訟が提起された場合には、団体は個人に告知することとし、この告知により損害賠償請求の消滅時効が中断される旨規定されました。
- ・住民が勝訴した場合四号訴訟のみに認められていた弁護士報酬の公費支出について、すべての訴訟に拡大されました。
- ・従来の四号訴訟で長や職員個人が勝訴した場合の弁護士報酬の公費負担については、新四号訴訟では団体が提訴されるため、当然削除されました。〔以上二四二の二〕
- ・団体が個人を提訴する二段目の訴訟について、第九六条第一項第一二号の規定にかかわらず、議会

(3)

の議決は不要とされました。〔二四二の三、二四三の二〕

- ・二段目の訴訟の被告が長個人の場合には、代表監査委員が団体を代表することとしました。〔一九九の三②、二四二の三〕
- ・四号訴訟で団体が敗訴し、職員個人へ賠償を命じたことに対し、職員が取消訴訟を提起した場合には、二段目の訴訟手続きはその取消訴訟の判決が確定するまで中止されること、また、賠償命令に対しては不服申立てができないことが規定されました。〔二四三の二⑦⑩〕

賠償命令ができる期間の延長

住民訴訟に係る賠償命令に限るものではありませんが、従来、財務会計職員が故意又は重大な過失等により団体に損害を与えた場合に、長が賠償を命ずることができるとは、事実を知った日又は事実が発生した日から三年間に限られていました。今回の改正でこの規定が削除され、その結果、長が命令することができる期間は、金銭債権の消滅時効が成立するまでの五年間となりました。〔二三六①、二四三の二③〕

〔参考〕県内市町村における住民監査請求と住民訴訟の件数(最近10年間)

	住民監査請求				住民訴訟
	容 認	却下・棄却	不 調		
平成4年度	0				
平成5年度	0				
平成6年度	2	1	1		1
平成7年度	2	2			
平成8年度	6	6			5
平成9年度	7	6			5
平成10年度	3	2			
平成11年度	5	5			2
平成12年度	3	2	1		2
平成13年度	6	6			7

おわりにかえて

これまでの説明のほか、今回の改正では中核市の要件緩和、法定受託事務に関する別表の整備が行われましたが、ここでは説明を省略しました。

また、施行期日は次のとおりとなっていますので、特に議会における会議規則の改正、直接請求及び住民訴訟に関する規定の適用に留意する必要があります。

別表の規定整備 公布の日(平成十四年三月三十日)

議会及び中核市関係 平成十四

年四月一日

上記以外 平成十四年九月一日  
 なお、本稿の記述に当たっては、できる限り簡略化に努めた結果、住民訴訟における公営企業の扱いなど必ずしも正確な表現とは言い切れない面があります。この点について御容赦いただくとともに、今後、個々具体の事例に則して市町村職員の皆様とともに法の解釈、運用を行って参りたいと考えています。



# 電子自治体コーナー

(財)山梨県市町村振興協会主査 村松 広幸

## はじめに

政府の「e-Japan戦略」に基づく電子自治体の構築の目標である平成十六年度が近づく中で、各市町村においては、庁内LANや一人一台パソコンの整備をはじめ総合行政ネットワークへの接続等電子自治体の構築に向けた本格的な取り組みがなされている。

今後、パソコンとインターネットを通じて行政サービス（電子申請・届出、電子入札・調達、施設予約システム等）を行っていく必要があるが、これらシステムの開発、運用、保守業務を単独の市町村で行うのは、導入・運用コストが高額になるうえ、専任のIT技術者の確保、機器の設置スペース等いくつかの課題がある。

こうした中で、全市町村が電子関連システムを共同処理することにより、大幅に経費が削減され、省力化が図れるほか、IT技術職員の確保やより高度な技術、セキュリティが可能となることから、共同処理することが有効であるといわれている。

こうしたことから、本年度、本協会では、電子申請・届出システムをはじめ各種システムの共同化に向け、市町村職員を主体とした「電子市町村システム共同化等研究会」を設置し調査研究を行っている。

## 調査研究内容

本研究会は、全市、各郡代表町村、県（市町村課、情報政策課）、市長会、町村会の担当者で構成し、次の事項について調査研究を行っている。

- ・各種システムの共同化に向けた現状調査
- ・電子申請・届出システム等共同化システム及び共同運営体制の調査研究
- ・電子自治体共同化システム導入計画の策定

なお、上記調査研究を進めるに当たり、電子申請・届出関係ワーキンググループ及び共同化業務拡大ワーキンググループを置き、調査研究を行っている。（研究会委員で構成）

## スケジュール

四月二十二日に研究会を発足後、電子市町村システム共同化等に向けた現状・意向調査や申請・届出業務に関する調査を行い、現在、各ワーキンググループについて、調査結果の分析等行っている。今後は、九月に中間報告を取りまとめ、十二月には、最終報告を取りまとめることとしている。

## 最後に

本調査研究の状況等については、本協会のホームページや全市町村を対象とした説明会を開催するなど、逐次情報提供に努めていく。

# 市町村合併に係る新指針等の説明会の開催について

## 市町村課 合併・広域行政推進担当

合併特例法の期限である平成十七年三月三十一日まで、あと三年を切り、現在、県内各地で市町村合併に向けた検討の動きが急速に進んでいます。

そのような状況の中で、平成十四年三月二十九日に国の「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）」が示され、県においても市町村の合併に向けた取組について、より強力な支援に務めるよう要請がありました。

県でも自主的な市町村合併に取り組んでいる、取り組もうとしている市町村等により具体的な検討が活発に行われるよう、平成十四年四月二十六日にシティーホール紫玉苑において、県内の市町村等の職員の方々の多数の参加を得て、「市町村合併に係る新指針等の説明会」を開催しました。

新指針の内容、合併特例法一部改正、県の支援策等について説明を行いました。会場に入りきれないほどの混雑ぶりでした。

## 都道府県による市町村合併支援策

- 1 合併重点支援地域指定の一層の拡大
  - 合併重点支援本部による合併重点支援地域の指定は現在三十五府県九十四地域四百十六市町村に及ぶ。
  - 十四年度中の早い時期に合併重点支援地域の拡大を行うこと。
- 2 市町村合併支援本部の「支援プラン」の策定及び拡充
  - 都道府県支援本部支援プランを策定又は拡充し、公表する。
  - ①各事業における支援策②権限委
- 3 情報提供の徹底
  - 説明責任から①市町村合併についての協議の進行状況②都道府県における市町村合併の論議③市町村の情報提供と併せた都道府県の情報提供事業について、住民に対す

- 4 情報の提供を徹底。民間団体等との連携
  - 啓発・広報事業の一環として①住民発議等住民の市町村合併に関する取組に関する支援②国民協議会の支部設置・運営に関する支援③
- 5 市町村合併アドバイザー育成事業の実施
  - 都道府県の境界にわたる市町村合併の支援
  - 地域住民の意向を十分に踏まえて対応する。

## 市町村の自主的・主体的な取組

- 1 各市町村においては、合併の必要性について積極的な検討とその結果を踏まえて合併協議会の設置に取り組むことが重要。
  - ① 市町村の取組状況の公表
    - 説明責任を果たすため、広報紙等を活用して住民に分かりやすく公表すること
- 2 合併協議会の設置と運営
  - 住民発議による合併協議会の設置及び協議の促進の観点から①合併協議会設置協議についての議会審議における請求代表者又は同一請求代表者への意見陳述機会の保証②合併協議会設置についての住民投票制度の導入③請求代表者の合併協議会への参加④住民発議により設置された合併協議会における市町村建設計画の作成等の状況の通知・公表などを内容とする市町村合併特例法の改正を含む「地方自治法等の一部を改正する法律」
- 3 合併前の事業実施
  - 合併重点支援地域の指定を受けた市町村における合併前の公共施設等の設備事業について当該事業が合併に資するもので関係市町村が応分の財政負担等を行うものが合併特例事業の対象に加えられ、その活用が期待される。
- 4 住民サービスの維持・向上等のための施策
  - 合併による住民の様々な懸念の解消に務める必要があるが、①合併後の市町村における支所・出張所、地域審議会の活用②合併後の市町村における郵便局の活用③電子自治体の推進による住民サービスの向上④「わがまちづくり支援事業」の活用⑤合併に伴う市町村議会議員の在任期間の特例に関する規定の活用について特に留意すること。

## 国による市町村合併の推進のための支援措置

### 1 市町村合併支援プラン及び合併特例事業

国は、「市町村合併支援本部」を設置し、「市町村合併支援プラン」を平成十三年八月に決定した。

○合併特例事業（市町村事業）  
市町村事業は「合併前事業」と「合併後事業」の二つに分けられる。

(1)「合併前事業」・・・合併重点支援地域を対象とし、平成十四年度から平成十六年度の三年間に実施。真に合併に貢献する事業で以下の三つに該当する単独事業。

ア 一の市町村が実施する公共施設の整備事業について関係市町村が応分の財政負担をするもの

イ 複数の市町村が実施する市町村をまたがる公共施設の整備について関係市町村が連絡調整して同時期に一体的に整備するもの

ウ 同地域内の一部事務組合又は広域連合による公共施設の整備事業

※但し、この事業は、合併特例法の期限内に合併を行う団体に対する特例的な措置なので期限までに合併しない場合は、平成十七年度以降、当該地方債に係る元利償還金に対する交付税措置は行わない。

(2)「合併後事業」・・・市町村合併特例法第十一条の二に規定する合併特例債をもってその財源とする事業を対象とし、以下の二つに該当する事業。

ア 合併市町村まちづくりのため

の建設事業に対する財政措置  
市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費（合併後十ヶ年度）

※なお、上水道事業、下水道事業及び病院事業について、合併に伴う増宗経費のうち、特に必要と認められる経費に対する一般会計からの支出及び補助を合併特例債の対象とし、元利償還金は基準財政需要額に算入する

イ 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成（合併後十ヶ年度）

○合併特例事業（都道府県事業）  
市町村事業については、合併重点支援地域を対象とし、合併前から合併後にかけて十年間、合併に資する交通基盤施設の整備事業を対象とする。

①対象事業は、合併重点支援地域に指定された市町村又は平成七年四月から平成十三年五月までに合併した市町村相互間の道路、橋りょう等の交通基盤施設の整備であつて、以下の条件を満たすもの。

ア 直轄事業及び補助事業については、国において合併推進のための別枠で重点的に配分されるものであること。

イ 単独事業については、都道府県が合併推進のための別枠で重点的に実施するものであること。

ウ 補助・単独事業に係る市町村負担金についても、起債を認

めるものであること。

②対象事業は、合併重点支援地域指定後又は合併後に策定する「市町村合併支援道路整備計画」又は「市町村合併支援農道等整備計画」に位置付けられている事業で、当該計画策定年度及びこれに続く十年間に行われるもの。但し、当該事業は、市町村合併特例法の期限までに合併を行う団体に対する特例的な措置であることから、当該期限までに合併重点支援地域の市町村が合併しない場合には、平成十七年度以降、当該地方債に係る元利償還金に対する交付税措置は行わない。

### 2

#### 合併協議会運営手引

特例法の期限内に合併協議会を円滑に行えるよう市町村合併法定協議会運営マニュアル研究会が合併協議会の設置から合併までの具体的な手順を平成十三年八月六日に示した。

### 3

#### 広報活動・情報提供事業

(1)住民への広報・啓発

①平成十四年度もリレーシンポジウムを開催し、政府の市町村合併支援本部の本部員が参加すること。

②平成十四年六月を「市町村合併広報強化月間」とし、政府広報をはじめとする各種広報媒体を活用した市町村合併の広報・啓発等、集中的な取組を行う。

(2)合併協議会・研究会連絡会議の開催

合併を検討する市町村間の横のつ

ながりによる合併の促進を図るため、合併協議会・研究会連絡会議を開催すること。

(3)市町村長・市町村議会議員に対する情報提供

(4)合併気運の醸成が必要な地域において、各都道府県と相談の上、当該地域の市町村長・市町村議会議員を対象に、市町村合併支援プラン及び合併協議会運営手引等の説明会を実施するものとする。

(5)市町村合併に関する全国各地の動きや合併重点支援地域の指定状況等の情報を定期的に市町村長・市町村議会議員に提供するものとする。

以上が、「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）」の主な内容です。合併特例法の期限まで残された期間は、あと三年を切りました。各市町村におかれては、できるだけ早期に合併協議会を設置することが望まれ、この意味で、平成十四年度は正念場であり、大事な一年と位置付けられるものであります。県では今後も引き続き、自主的な市町村合併が推進されるよう、総合的に支援していくこととしております。各市町村において、市町村関係者、議員、地域住民による議論が尽くされ、合併が実現するよう期待しています。



県からこんにちは!  
がんばっていま〜す!!

# Fight

## 市町村課 内藤 健一 (市川大門町)

「和紙と花火と四尾連湖のある町」市川大門町から昨年の10月より研修生として市町村課企画振興担当でお世話になっております内藤健一です。



早いもので9ヶ月が過ぎましたが、当初を振り替えると想像以上の仕事量の多さと質の高さに驚き、環境の違いということもあって仕事がなかなかうまく進まず、朝早くから、夜遅くまで仕事・仕事・仕事という生活が続き、(ダイエットにはもってこいと思いましたが、そちらはなかなかうまくいっていません(2kg増))。しかし周りの方に助けられながら何とか乗り切ることができました。

こちらでの研修を通し、今までは町の中にしか目を向けられなかったのが、外から自分の町を見ることができ、他の市町村との比較ができるのでとても参考になります。また、多くの方に出会い、広角的な考え方を学べたのも研修の成果だと思います。

残り少なくなりました研修期間を楽しく有意義なものとし、町へ戻った際にはこちらでの経験を生かし役立てていきたいと思っております。

※8月7日に県下最大規模を誇る「神明の花火大会」が市川大門町で開催されます。2尺玉の打上げや、特大スターメインなど迫力満載。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

## 市町村課 望月 昌也 (中富町)

昨年の10月より、市町村課行政選挙担当でお世話になっております「和紙の里」中富町から参りました望月昌也です。



研修当初は財産区?住居表示?一部事務組合?…。小耳に挟んだことがある言葉ですが中身はまったくわからず頭の中はまさに「?」マーク一色。とかく選挙関係のことについては町で投票事務くらいの経験しかなく、「陣中見舞いに酒を持っていいけ? (選挙事務所等)」などといった電話照会の対応もシドロモドロ。何をどう調べて回答すればよいか、また間違った解釈が出来ないという緊張の中、担当の皆さんにはいろいろとご迷惑をおかけしてばかりでしたが、丁寧に指導いただき心から感謝しております。

研修生活は、町では触れることのない各市町村の地方自治制度に関することや選挙関係の多種多様な事例を勉強することができ、毎日がとても充実しております。また、市町村課の方々の仕事に対する姿勢に触れられ「井の中の蛙」状態であった自分を見つめなおすことができたことは、大いにプラスとなるものです。

早いもので研修期間も残すところ3ヶ月。住み慣れた第一南別館選管事務室から離れることと思うと正直なところ「もう少し研修期間長かったらなあ」(県知事選、経験したかったです)と感じる今日この頃ですが、残された研修期間を大切にしながら、親睦に仕事に全力でぶつかって(壊れない程度に)いきたいと思っております。

県と市町村また、市町村間において職員交流が、盛んに行われています。今回は、市町村から県市町村課に研修のため派遣されている職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介してもらいました。

## 市町村課 望月 宏直 (六郷町)

本年4月から研修生として市町村課でお世話になっております「はんこの町」六郷町から参りました望月宏直です。



今まで、通勤時間が歩いて5分でしたが、40分くらいとなり、環境の変化や経験のない行政選挙担当としての仕事の内容等、1日の時間の早さに戸惑いを感じつつも、市町村課の皆様から温かいご指導を頂き、日々頑張っております。

現在、8月5日の法施行日「住民基本台帳ネットワークシステム」の稼働に向け、限られた時間の中で、各市町村と連絡を取りながら本人確認情報のセットアップを実施しております。しかしながら、その基本というべき、住民基本台帳法の理解度といえますと…日々ならめっこ状態です。(汗)

最後になりましたが、一年間という限られた研修期間でひとつでも多くの事を吸収していきたいと思っております。

## 市町村課 渡辺 美津穂 (小淵沢町)

昨年10月より八ヶ岳南麓、高原の町&馬の町「小淵沢町」から市町村課税政担当へ研修生としてお世話になっていますが、早いもので9ヶ月が過ぎました。



これまで、税の経験が全くない状態で研修が始まったのですが、一番苦労したのは税の専門用語がまったく解らないことでした。問い合わせの電話を受けても、「カヒョウ」ってなに? 「トクトチ」ってなに?…まるで、日本語とは思えないほどでした。こんな状態で1年間研修生活を乗り切ることが出来るのか不安の連続でした。(今はわかりますよ (^\_^) v)

問い合わせの回答をするのに地方税法のどこを開けば良いのやら…。読んでもどう解釈すれば妥当なのか…。とにかく悩むことばかりです。

こんな状態ですから、担当の皆さんに迷惑をおかけしてばかりでしたが、丁寧に指導いただき心から感謝しております。

相談を持ちかけても担当みんなで知恵を出し合い、真剣に相談に乗ってくださる、そんな温かい雰囲気税政担当です。

この研修で一番の収穫は、担当業務はもちろんですが、県職員の方々の仕事に対する姿勢に触れることができ、また、多くの方々と知り合えたことだと思います。

研修生活も残り僅かとなりましたが、ここで得た様々な知識と人脈を町へ戻っても大切に、町のため住民のために更に広げて行き

## 市町村課 村松 範光 (甲西町)

4月から、甲西町より派遣され、税政担当として勤務しています。まるで新任職員に戻ったような新鮮な、そして不安な気持ちの毎日ですが、気がつけばあっという間の3ヶ月でした。



さて、税政担当の仕事についてですが、私自身、税の実務について未経験であったために、まず税に関する言葉の意味から理解できなかつたり、わからないことでも何を調べればいいのかわからなかつたりと、戸惑うことばかりです。

また、慣れないことも手伝い、仕事に費やす時間も町役場の仕事に比べ大幅に多くなりました。おかげさまで朝が苦手だった私も、なんとか「遅寝、早起き」の日々を続けています。

新しい環境と仕事で、やはり緊張感はありますが、職場の皆さんに助けられながら、この一年間仕事を全うし、自身の成長を遂げたいと思います。

最後に、来年4月には峡西6町村の合併により、甲西町という町はなくなります。新市についても私もども今後ともよろしくお願いたします。

## 市町村課 渡辺 晃吉 (富士吉田市)

今年の4月から市町村課でお世話になっております富士吉田市から参りました渡辺晃吉です。春先から花粉症で悩まされていましたが、市町村課での仕事の質の高さと量の多さにただただ圧倒されるばかりで、花粉症のことなど気にする間もなく、気がつけば既に夏を迎えようとしています。これまでの日々を振り返ってみると、毎日の仕事は大変ですが、周りの諸先輩方・同じ研修生に支えられており、また、大変貴重な経験をさせてもらっていると感じています。



仕事は合併・広域行政を担当しており、主に市町村合併を担当していますが、県内の各市町村の姿や将来に対する考え方を肌で感じることができ、私自身の仕事に対する考え方に大変参考になっており、これらの経験を生かしてこれからも頑張っていきたいと思っています。

余談ですが、富士吉田の名物「うどんマップ」を常に用意してありますので、欲しい方がいらっしゃいましたら私に一声かけてください。

## 市町村課 若狭 秀樹 (下部町)

昨年10月より温泉とほたるのまち「下部町」から市町村課財政担当にお世話になっております若狭です。



財政の仕事は役場にいる間、半年しか経験がありませんでしたので、まず財政の用語がわからず財政用語辞典を片手にしながらの毎日でしたが、何とか研修も半年が過ぎてやっと折り返しを迎えました。

後半の4月から、いよいよメインとなる地方債・決算統計の業務で、説明会の時には経験豊富な市町村等の担当者の皆さんを前にして説明する機会をいただきましたが、実際のところは何を話したのかさえわからないくらい緊張しておりました。(お聞き苦しかった点をご勘弁ください。)

現在は、地方債の申請、公営企業決算統計のヒアリング、普通会計決算統計の業務等で帰宅時間もかなり遅く(朝早く)、ひょっとして帰れない日も...!とおどかされておりますが、財政担当「夏の陣」を迎えますので、気合を入れてがんばりたいと思います。

これまでも、またこれからもご指導いただいている市町村課及び財政担当の皆さんに感謝と、今までの業務でご迷惑をおかけした市町村の担当者の方々に謝罪を申し上げ、残り4ヶ月の研修期間、一つでも多くのことを吸収して、町に戻ってからの仕事に役立てたいと思います。

## 市町村課 中込 信 (白根町)

今年の4月より市町村課財政担当にお世話になっております白根町から参りました中込信です。



今、白根町は果実の収穫が始まり一番忙しい時期を迎えています。私も財政担当にお世話になってから朝早くから夜遅くまで忙しく過ごしており、あっという間に3ヶ月が経ってしまいました。私自身財政の知識があまりなく、毎日のように諸先輩方に御迷惑をおかけしながら何とか頑張っています。

今の時期は決算統計の真っ最中で、朝日別館にこもり資料片手に各団体の検収を行っています。自分の町以外の市町村や団体の様々な状況を見ることができ、大変勉強になっています。来年の4月、私が研修期間を終えて戻るときは『白根町』はもうなくなり、新市の職員として新たなスタートを切るわけですが、ここで学んだことを今後のために役立てられるように頑張りたいと思います。

今はただ「眠い」の一言に尽き、帰りの車の中が一番落ち着きます。(笑)

最後になりましたが、この研修中に一人でも多くの県職員・研修生の方々との交流を深めて、親睦を図りながら、残りの研修期間を有意義に、また仕事も含め色々な事に関心を持ち自分のこれからの財産になるように過ごしていきたいと思います。

## 市町村課 望月 和明 (韮崎市)



今年の4月より研修生として、市町村課にお世話になっております韮崎市から参りました望月和明です。企画振興担当に所属しておりますが、4月から9月は合併・広域行政推進担当、10月から3月を企画振興担当の業務に従事することになっております。少々変則的ではございますが、この一年間の短い研修期間に複数の担当業務に従事できることは、私にとって貴重な経験であります。とはいうものの、私に、それぞれの担当業務をこなすことが出来るかと不安です。

今は、「昭和の大合併」以来の、山梨県の市町村合併に関わることができるうれしさと、平成17年には、どんな山梨県になっているかという楽しみがあります。

毎日が余りにも早くすぎてしまうので、そのうれしさや楽しみを感じている暇はありませんが、この研修で自分に吸収できるものをすべて自分のものにできるように、日々研鑽を重ねていきたいと思っています。

また、市町村課での貴重な体験を、韮崎市にもどり自分がどう表現できるか、自分自身にも期待をしたいと思っています。



# お答え します

## 自治

# Q & A

### Q

育児や介護と仕事を両立させるための制度について教えてください。

### A

平成十一年に男女共同参画社会基本法が制定されたのを機に、男女共同参画社会の実現に向けた施策が一層活発化しています。

このうち育児・介護関係に関するものは、従来から制度化されてきましたが、民間企業の状況を踏まえ、平成十四年四月から内容の拡充が図られました。

なお、以下に説明するもののうち、育児休業については「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づくものですが、これ以外の

ものについては市町村等が条例で定めることとなります。

○育児休業

育児休業（部分休業含む。）の対象となる子の年齢が、従来の「三歳未満」から「三歳未満」に引き上げられました。また、年齢の引き上げに伴い、育児休業職員の代替要員について、臨時的任用に追加、任期付採用を行うことができ、両親が育児休業などを利用して交互に子の養育を行う場合に、再度の育児休業を取得できることなどの改正が図られました。

なお、任期付採用職員は、任期

が明示されること、異動に制限があることのほかは、地方公務員法が適用されます。従って、その採用は競争試験又は選考により行うこととなります。また、給与等の勤務条件や服務等についても、任期の定めのない常勤職員と全く同じ扱いとなります。

○介護休暇

従来「三月以内」であった介護休暇の取得期間が「六月以内」になりました。

○深夜勤務・時間外勤務の制限

育児や介護を行う職員が育児等を行うために請求した場合、公務に支障があるときなどを除き、午後十時から翌日午前五時までの深夜勤務をさせてはならず、一月につき二十四時間、一年について百五十時間を超えて時間外勤務させ

てはならないこととなります。

ただし、育児については常態として子を養育することができる配偶者がいない場合に限られます。

○子の看護のための休暇

負傷や病気の小学校就学前の子の看護を行うための特別休暇（有給）が新設されました。年間五日以内で、職員以外に負傷や病気の子の看護を行う者がいないため、仕事を休まざるを得ない場合に認められます。従って、一般的に配偶者が専ら家事に従事している場合などは認められないものですが、入院中などの事情により看護に当たれないような場合もありますので、こうした事情を勘案し、可否を判断することとなります。

Q

平成十四年の税政改正により、低開発地域工業開発促進法(低工法)の規定による課税免除又は不均一課税による減収補てん制度がなくなりませんが、農村地域工業等導入促進法(農工法)へ切り替えることができますか？

A

農工法による要件を満たし、実施計画が策定されている団体ならば切り替えは可能です。

低工法による課税免除等の減収補てんの特別措置がとられる期間は、開発地区として指定された日から四十年間とされています。これまでに、幾度となく期間延長が行われてきましたが、今回の改正では期間延長が行われず、四十年間をもって終期となりました。

本県においては、昭和三十七年九月十五日に開発地区として指定を受けましたので、本年九月十四日をもって適用期限が到来します。

これにより、低工法の減収補てん措置の対象となる資産は、平成

十四年九月十四日までに新增設した工業生産設備に限られ、三年間減収補てんがされることになりました。(土地については、従来と同様にその取得の日から一年以内にその土地を敷地とする工場用に建物建築に着手した場合に限ります。)

低工法による減収補てんの措置が終了するに当たり、これまで農工法による減収補てんの特別措置を受けていなかった団体でも、農工法第5条に基づく実施計画が策定されており、法の適用要件を満たしていれば農工法の適用へ切り替えることは可能です。

農工法による減収補てん措置がなされるためには、農工法第十条に規定する地区を指定する必要がありますが

あり、実施計画を策定していても、地区指定を行っていない団体については、知事への協議が必要となります。知事への協議は、実施計画策定日から毎年五年毎の日を基準日として行うこととなっております。この基準日において、減収補てん措置の適用要件(基準日前三年間の財政力と面積要件)を確認します。(この時点で、要件に満たない場合は、適用を除外となります。)

この場合、指定を受けようとする日が前回基準日となる日と次回基準日となる日の間になる場合は、地区指定の要件は前回基準日の時点で取り扱うこととなります。

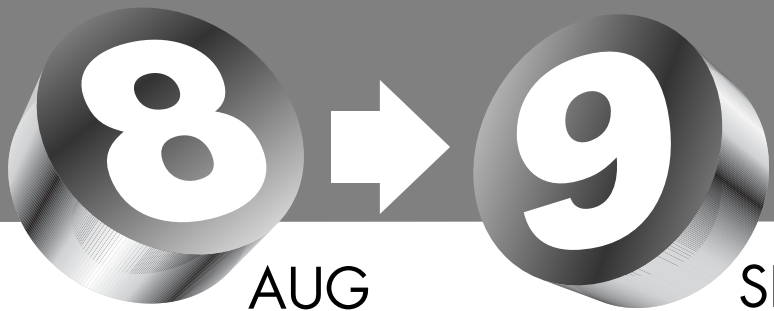
また、これまで農工法による課税免除等の条例制定を行っていない団体については、条例制定が必要となることは言うまでもありません。

国においては、今回の減収補てん制度の見直しはもちろんです。今後補助金等につきましても徐々に削減する方向にあります。

各団体におきましては、地方分権が進む中で国の動向に配慮しながら今後の施策を十分検討していただきたいと思います。



# 市町村イベントごよみ



AUG

SEP

## 小淵沢町 八ヶ岳サマーフェスティバル イン こぶちさわ 8月3日(土)

小淵沢町は、昔から「馬の町こぶちさわ」として全国でも有名です。

その特色を生かした「八ヶ岳サマーフェスティバル イン こぶちさわ (ホースカーニバル)」は毎年8月の第一土曜日に山梨県馬術競技場を中心に開かれます。独創性の強い工夫されたアトラクションが多く、年々訪れる方が増加しています。

昼は騎馬パレードをはじめ、引き馬サービス、てい鉄投げ、竹馬競争などの各種イベントが行われます。日が沈むと、音と光を効果的に使った「ホースショー」の始まりです。20頭の馬が一斉に繰り広げる「ミュージックライディングショー」、火の中を疾走する「ファイヤーショー」など全国でも例のないアトラクションで見る人の心を引きつけます。

また、夏の夜空を彩る納涼花火大会でクライマックスになります。



34

## 三富村 三富村ふる里祭り

8月14日(水)

三富村では、村最大イベントとして、来る8月14日(水)に今年で22回目となります「三富村ふる里祭り」が行われます。

イベント内容は、郷土食コーナーにおいて、イノブタ汁、きび餅、花豆などの販売、芸能コーナーにおいては、笛吹太鼓・笛吹童太鼓・笛川中ブラスバンド部演奏などが行われ、とても迫力があり楽しめます。また、久渡の沢釣り場ではニジマスのかみ取りコーナー、広瀬ダムでは、ボート乗船(50名先着順)、民芸コーナーでは、紙細工・竹細工・ロックペイントなどがあります。他にもフリーマーケットコーナー、特産物販売コーナーなどがあり、村に密着したイベントが多彩で、子どもから高齢者まで世代を超えて楽しめます。





# 特集!!



# やまなしの夏を満喫

## ～おもしろイベントみつけた～

### 道志村

### 水源の森国際音楽祭

### 8月9日(金)・10日(土)

8月9日(金)・10日(土)の2日間行われます「水源の森国際音楽祭」は、今年で14回を数えます。国際音楽祭ですので、いろいろな国の音楽を、会場にお越し頂いた皆さんと心ゆくまで楽しむ会にしたいと、チームメンバーが企画から当日の運営まで、手作りでを行っています。道志村の中央にある「水源の森 野外音楽堂」で、道志村の大自然の中で夜遅くまで繰り広げられます。

今年は、東京のサンバチーム、ベリーダンス、カリブの太鼓、手話コーラスなどに加え、地元からは村に古くから伝わる郷土芸能の獅子舞、そして東富士七里太鼓の演奏を予定しています。

当日は、とれたてのじゃがいも、キュウリなどの野菜も無料で食べてもらおうとそんな企画もしています。皆さんのお越しを心よりお待ちしております。



## 夏まつりイベントカレンダー



8月		
開催日	イベント名	開催地
1(木)	山中湖報湖祭	山中湖村
2(金)	西湖竜宮祭	足和田村
3(土)	ハヶ岳サマーフェスティバルインこぶちさわ	小淵沢町
3(土)	岩殿山かがり火祭り	大月市
3(土)・4(日)	本栖湖神湖祭・精進湖涼湖祭	上九一色村
3(土)・4(日)	増富ラジウム郷温泉祭り	須玉町
4(日)	サマーフェスティバルinわかくさ	若草町
4(日)・5(月)	第86回河口湖湖上祭	河口湖町
7(水)	第14回神明の花火大会	市川大門町
8(木)	忍野八海祭り	忍野村
9(金)・10(土)	道志水源の森国際音楽祭	道志村
13(火)	鳴沢ふれあい納涼まつり	鳴沢村
13(火)	第11回鰍沢町ふるさと夏まつり	鰍沢町
14(水)	第22回ふる里祭り	三富村
14(水)	シルクの里納涼の夕べ	豊富村
14(水)	大泉ふるさと夏まつり	大泉村
14(水)	第16回武川村ふるさと祭り	武川村
14(水)	すずらん祭り	小淵沢町
14(水)	高根いきいきふるさと祭り	高根町

14(水)	第4回明野ふるさと納涼まつり	明野村
14(水)	第9回玉穂ふるさと夏まつり	玉穂町
15(木)	縄文のかがり火・夏まつりだINなかみち	中道町
15(木)	南部の火祭り	南部町
15(木)	三ツ峠ふるさと夏まつり	西桂町
15(木)	秋山ふるさと祭り	秋山村
15(木)	白州町夏まつり	白州町
15(木)	長坂甲斐源氏時代祭り	長坂町
15(木)	第24回釜無川下り	八田村
16(金)	甲斐いちのみや大文字焼き	一宮町
16(金)	夏の武田の里まつり花火大会	韮崎市
18(日)	第3回鼓川温泉灯籠まつり	牧丘町
18(日)	若宮神社のお灯籠祭り	白根町
19(月)~21(水)	石和温泉まつり	石和町
25(日)~9月16(月)	平成かかしカーニバル	韮崎市
31(土)	長崎かかし祭り	八代町

9月		
開催日	イベント名	開催地
1(日)	八朔祭り・大名行列	都留市
15(日)	第18回巨峰の丘マラソン大会	牧丘町
19(木)	流鏝馬祭り	富士吉田市
23(月)	柳荘大式学問まつり	竜王町

# 市町村振興協会たより

## 【平成14年度事業概要】

### I 貸付事業

市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金を基金として積み立て、これを財源として市町村の一般単独事業及び災害対策事業を対象に次のとおり貸付事業を行います。

（平成14年3月31日現在 長期貸付残高6,545百万円）

#### ●平成14年度貸付予定額

- ・長期貸付額 10億円
- ・短期貸付額 3億円

#### ●貸付金の種類及び貸付対象額

※長期貸付利率1.0%は、平成13年度の実績  
※短期貸付利率0.3%は、平成14年4月貸付時利率。  
※貸付利率については、政府資金利率以下の率で理事長が定める利率としております。

貸付対象	貸付条件	貸付利率	償還期間	償還方法
一般単独事業	長期貸付	年1.0% 注1	12年以内 〔うち据置期間2年以内〕	元金均等半年賦償還
	短期貸付	年0.3% 注2	単年度	一括償還
災害復旧関係	長期貸付	年1.0% 注1	12年以内 〔うち据置期間2年以内〕	元金均等半年賦償還
	短期貸付	年0.3% 注2	単年度	一括償還

### II 交付事業

オータムジャンボ宝くじの収益金を全額市町村に交付します。

### III 研修事業

#### ・地方行財政セミナーの開催

県下市町村が当面する行財政上の問題点や今後の課題、あるいは運営方法等についてセミナーを行います。

#### ・市町村自治講演会の開催

市町村長をはじめ幹部職員並びに市町村議会議員を対象に、地方自治をとりまく環境の変化に対応する地域振興の方策等について講演会を開催します。

#### ・市町村職員先進施策調査研修

市町村職員を対象に先進的な施策を行っている県外市町村を分野別に調査研修を行います。

### IV 研修事業に対する助成事業

- ・山梨県市町村職員研修所の研修事業への助成
- ・市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会の研修事業への助成
- ・町村会の行う市町村職員海外研修事業への助成
- ・市町村職員中央研修所および全国市町村国際文化研修所の研修受講経費の助成

〈参考〉

- ・平成13年度受講修了者数  
市町村職員中央研修所 67名（市33名、町村33名、他1名）  
全国市町村国際文化研修所 21名（市11名、町村10名）

### V 電子市町村システム共同化等調査研究事業

電子自治体構築に向けた電子市町村関連システム（電子申請・届出等）の共同化システム等について調査研究を行います。

### VI 市町村振興事業

#### ・市町村等広域連携推進事業

市町村が連携して行う広域行政、地域間交流・連携施策及び事務の共同化等に関する調査研究事業に対して助成をします。

#### ・（財）地域活性化センター年会費の助成

活力あふれる個性豊かな地域社会を目指し、地域振興をサポートしている（財）地域活性化センターの市町村分の年会費を助成します。

#### ・山梨県自治会館管理運営費の助成

県内64市町村の連絡調整と調査研究をする山梨県自治会館の管理運営費の市町村負担分を助成します。

#### ・県民の日記念行事推進事業

県民の日記念行事「64市町村ときめき広場」の設営経費及び参加市町村に助成します。

#### ・ふるさと情報プラザリップルの利用助成

県内市町村の魅力、特性、ふるさとづくりなどの情報を首都圏において発信する「ふるさと情報プラザ」の利用料の市町村分を助成します。

### VII 資料及び情報の収集、提供

- ・「64市町村イベントごよみ」の発行
- ・市町村情報誌「やまなし・自治の風」の発行（年3回）
- ・「市町村への国県支出金の概要」の発行



## はつらつ!! 市町村職員



まつい みか  
松井 美香さん (市川大門町)

4月から市川大門町役場に採用され、町民課窓口係に配属になりました。窓口では住民の方と接する機会が多いので、親切・丁寧な対応を心がけ仕事に励んでいます。お客様に「ありがとう」と言っていた瞬間が何よりも嬉しく、窓口立つことのやりがいと楽しさを感じています。職場のみなさんからも優しく指導していただき、いろいろな面でバックアップしてもらっています。

私は普段から美術鑑賞や読書など、文化的なことを幅広く吸収していますが、これからはスポーツにも積極的に取り組み、気力・体力とともに充実した職員を目指していきたいです。また、窓口は町の顔であるという役割を常に意識し、

町民の方によりよいサービスを提供できるよう日々努力し、広い視野に立って行動できる職員になりたいと思います。



## AFTER NOTES 編集後記

電子政府関連3法案が閣議決定され、電子政府電子自治体への動きがより具体化しつつある。本協会でも、4月22日、電子市町村システム共同化等研究会を設け、今後予想される多方面にわたるシステム開発、機器管理などを64市町村が共同化して行い、一市町村では対応が困難なコスト、人員、技術面の課題を克服していこうと鋭意検討作業に入った。我々は、現在様々な行政事務を「紙」をベースに行っているが、これを「電子」上においても同等に行えるようにしていかなければならない。これには、電子関係の部署のみならず、全職員が自己の事務の改革を真剣に考えていくことが成功の最大の鍵と思う。

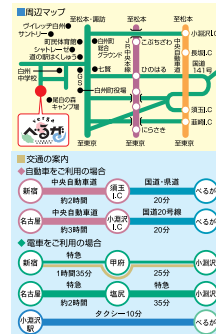


## まちなみ 北巨摩郡白州町

### 「白州・尾白の森 名水公園べるが」

白州町は名水の町として全国に広く知られています。日本名水百選に選ばれた尾白川に隣接する「白州・尾白の森名水公園べるが」は、清流と緑に囲まれたオアシスとして、都会から訪れる方々に、しばし喧騒からのがれ「癒し」を求めて、毎年夏場を中心に大勢の観光客で賑わっています。

べるがには、白州の自然を美しく学べる「森と水の展示館」、高さ5mから森を眺めることのできる「森の回廊」、名水を飲むこともできる「水の庭園」「森のイペント広場」「陽だまり広場」など、ゆったりと自然に親しむことが出来る施設となっています。



また、宿泊棟や研修施設も備え、連泊も可能なおうえ、一日の疲れは「名水露天風呂」がとってくれます。

体にもやさしい「白州・尾白の森名水公園べるが」へのご来園をお待ちしています。



**白州・尾白の森名水公園**  
〒408-0315 山梨県北巨摩郡白州町白須8056  
TEL.0551-35-4411 FAX.0551-35-4412